

発行 内閣府  
(原稿作成 国立印刷局)

内閣

内閣府 法務省

## 〔官房報告〕

内閣

内閣府 法務省

内閣

## 〔国会事項〕

## 〔人事異動〕

○最高裁判所規則第一号  
民事裁判情報の活用の促進に関する法律第三条第二項に規定する最高裁判所の講ずる措置等に関する規則を次のように定める。

令和八年一月二十二日

最高裁判所

## 〔趣旨〕

関する規則

## 日 次

## 官房事項

東北地方整備局公示(東北地方整備局)

## 通 運

海事補佐人の登録、登録抹消  
(海難審判所)

## 労 働

最低賃金の改正決定に関する公示  
(茨城労働局最低賃金公示一・二)

船員の特定最低賃金の改正に係る地方

交通審議会の意見に関する公示

(関東運輸局最低賃金公示一)

国土調査法による地図及び簿冊の作成

公 告

公 告

## 〔公 告〕

## 諸事項

## 官 所

## 裁 判 所

## 財 団

## 会 社 そ の 他

## 官 所

## 財 团

## 会 社 そ の 他

## ○外務省告示第十九号

○国際連合安全保障理事会決議第一五一八号に基づき設立された同理事会委員会が令和七年八月五日及び十二月九日に発出した情報に基づき、国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるイラク前政権の機関、高官又はその関係者等を指定する件(平成二十二年外務省告示第三百四十二号)の一部を次のように改正する。

令和八年一月二十二日

## 最 高 裁 規 则

第一条 民事裁判情報の活用の促進に関する法律(令和七年法律第四十九号。以下「法」という。)第三条第一項に規定する最高裁判所の講ずる措置等については、この規則の定めるところによる。

(指定法人による電磁的記録の提供の求め等)

第二条 指定法人は、最高裁判所に対し、法第七条第一項に規定する電磁的記録に記録されている事項を記録した電磁的記録の提供を求めるときは、次に掲げる事項を明らかにしてしなければならない。

一 当該電磁的記録の種類  
二 当該電磁的記録が裁判所の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。)に備えられたファイルに記録された年月日又は期間

三 その他最高裁判所が必要と認める事項

(最高裁判所による電磁的記録の提供)

第三条 最高裁判所は、前条の規定による求めがあつたときは、正当な理由がない限り、当該求めに応じ、その電磁的記録を提供するものとする。

2 最高裁判所は、指定法人による民事裁判関連情報を収集整理に資するよう、指定法人の求めに応じ、民事裁判関連情報を記録した電磁的記録を提供するよう努めるものとする。

附 則  
この規則は、法附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日から施行する。  
最高裁判所長官 今崎 幸彦

○外務省告示第十九号  
国際連合安全保障理事会決議第一五一八号に基づき設立された同理事会委員会が令和七年八月五日及び十二月九日に発出した情報に基づき、国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるイラク前政権の機関、高官又はその関係者等を指定する件(平成二十二年外務省告示第三百四十二号)の一部を次のように改正する。

○アメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、共同使用、名称変更、追加提供及び新規提供が決定された件(防衛一五)  
○道路に関する件(近畿地方整備局二)

令和八年一月二十二日

外務大臣 茂木 敏充

次の表により、改正欄前に掲げる規定の傍線を付した部分をいれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に1重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののよう改める。

改 正 後	改 正 前
(別表)	(別表)
I . 國際連合安全保障理事会決議第1483号23(b)の対象となる個人を以下のとおり指定する。 1. ~75. [略] <u>76.</u> 削除	I . 國際連合安全保障理事会決議第1483号23(b)の対象となる個人を以下のとおり指定する。 1. ~75. [同左] <u>76.</u> ムニール・アル・クバイシー Munir Al Qubaysi (別名) ムニール・アル・クバイシー Munir Al-Kubaysi ムニール・アル・クバイシー Muneer Al-Kubaisi ムニール・アワド Munir Awad ムニール・A・マンドゥフ・アワド Munir A. Mamduh. Awad (生年月日及び出生地) 1966年、ヒート、 イラク (住所) シリア (国籍) イラク (決議1483上の根拠) 団体リストの204 番を参照 77. ~87. [略]
77. ~87. [同左]	88. バッシャール・サバーウィー・イブラー ヒーム・ハサン・アル・ティクリーティー Bashar Sabawi Ibrahim Hasan Al-Tikriti (original script : بشار سبعاوي ابراهيم حسن التكريتي) 国連参照番号 : IQi. 085 生年月日 : 1970/7/17 出生地 : バグダッド、イラク Baghdad, Iraq 別名 : バッシャール・サバーウィー・イブ ラーヒーム・ハサン・アル・ティクリーティー；バッシャール・サバーウィー・イブ
	ラーヒーム・アル・ハサン・アル・ティクリーティー；バッシャール・サバーウィー・イブラーヒーム・アル・ハサン・アル・ティクリーティー；バッシャール・サバーウィー・イブラーヒーム・アル・ハサン・アル・ティクリーティー；バッシャール・サバーウィー・イブラーヒーム・ハサン・アル・バイヤート；アリ・ザフィール・アブドラー；バッシャール・アル・ナースィリー Bashar <u>Sab'awi</u> Ibrahim Hasan Al-Tikriti ; Bashir <u>Sab'awi</u> Ibrahim Al-Hasan Al-Tikriti ; Bashir Sabawi Ibrahim Al-Hassan Al-Tikriti ; Bashar Sabawi Ibrahim Hasan Al-Bayyat ; Ali Zafir 'Abdullah' ; BASHAR AL-NASIRI 国籍 : イラク Iraq 住所等 : ダマスカス、アッザバーダーニー、 ファード・ダーウード農場、シリア；ベイルート、レバノン Fuad Dawod Farm, Az Zabadani, Damascus, Syrian Arab Republic ; Beirut, Lebanon リスト掲載日 : 2005年7月27日 (2025年8月 5日改訂) 89. [略] II. ~III. [略]
	ラーヒーム・アル・ハサン・アル・ティクリーティー；バッシャール・サバーウィー・イブラーヒーム・アル・ハサン・アル・ティクリーティー；バッシャール・サバーウィー・イブラーヒーム・アル・ハサン・アル・ティクリーティー；バッシャール・サバーウィー・イブラーヒーム・ハサン・アル・バイヤート；アリ・ザフィール・アブドラー；バッシャール・アル・ナースィリー Bashar <u>Sab' awi</u> Ibrahim Hasan Al-Tikriti ; Bashir <u>Sab' awi</u> Ibrahim Al-Hasan Al-Tikriti ; Bashir Sabawi Ibrahim Al-Hassan Al-Tikriti ; Bashar Sabawi Ibrahim Hasan Al-Bayyat ; Ali Zafir 'Abdullah' ; BASHAR AL-NASIRI 国籍 : イラク Iraq 住所等 : ダマスカス、アッザバーダーニー、 ファード・ダーウード農場、シリア；ベイルート、レバノン Fuad Dawod Farm, Az Zabadani, Damascus, Syrian Arab Republic ; Beirut, Lebanon リスト掲載日 : 2005年7月27日 (2025年8月 5日改訂) 89. [同左] II. ~III. [同左]

備考 表中の「」の記載は注記である。

#### ○国土交通省告示第1101号

船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第八条の規定に基づき、令和八年一月六日付けをもつて次のとおりに型式の変更を承認したので、同規則第十一条の規定に基づき、告示する。

令和八年一月二十一日

国土交通大臣 金子 恵之

型式承認 番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	型式変更の内容
第5636号	船外機（小型船 舶用）	3 S S	トーハツマリーン 株式会社	エンジン内部の仕様変更
第5637号	"	3 U G	"	"
第5638号	"	3 U H	"	"
第5679号	"	3 Z G	"	"

○国土交通省告示第一百四号	砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十一号）第一条の規定に基づき、告示する。
一 砂防法第二条の土地に係る河川の名称	国土交通大臣 金子 恭之
二 砂防法第二条の土地の表示	打木川
三 土地の区域を除く。	高知県吾川郡いの町下八川 字イラカタニ 甲三五二五番七 地先道路敷三 甲三五三五番三 地先道路敷三 甲三五四〇番 地先道路敷三 乙二一八一番一 乙二二五四番一 七五号及び六号
四 地点	高知県吾川郡いの町下八川 字イラカタニ 甲三五二五番七 地先道路敷三 甲三五三五番三 地先道路敷三 甲三五四〇番 地先道路敷三 乙二一八一番一 乙二二五四番一 七五号及び六号

○国土交通省告示第一百五号	砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するところに掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和五十二年建設省告示第百十五号で指定した同号二十三に掲げる土地の区域を除く。）
一 砂防法第二条の土地に係る河川の名称	風祭川（春沢）
二 砂防法第二条の土地の表示	静岡県富士宮市北山の区域内の土地のうち、次の一点から十一点までを順次結んだ線及び一点と十一点を結んだ線に囲まれた土地の区域
三 地点	1 35°17' 43.3388" 138°38' 26.4201" 2 35°17' 44.9966" 138°38' 26.0663" 3 35°18' 00.0558" 138°38' 31.2302" 4 35°18' 02.2815" 138°38' 29.3136" 5 35°18' 06.8401" 138°38' 31.2620" 6 35°18' 08.6563" 138°38' 33.3766" 7 35°18' 09.1637" 138°38' 35.8849" 8 35°18' 08.1325" 138°38' 37.6779" 9 35°17' 59.9511" 138°38' 34.9461" 10 35°17' 58.1800" 138°38' 31.9763" 11 35°17' 44.1161" 138°38' 27.6940"

○国土交通省告示第一百六号	砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するところに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、令和九年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。
一 砂防法第二条の土地に係る河川の名称	国土交通大臣 金子 恭之
二 砂防法第二条の土地の表示	倉重川
三 地点	1 34°23' 44.2950" 132°20' 20.4267" 2 34°23' 44.0248" 132°20' 20.7497" 3 34°23' 43.8121" 132°20' 20.5945" 4 34°23' 43.5503" 132°20' 20.5851" 5 34°23' 43.2001" 132°20' 21.1662" 6 34°23' 43.1254" 132°20' 21.7957" 7 34°23' 43.1382" 132°20' 23.0323" 8 34°23' 42.6772" 132°20' 24.0617" 9 34°23' 42.7776" 132°20' 24.7583" 10 34°23' 42.6033" 132°20' 24.9956" 11 34°23' 42.4860" 132°20' 25.4029" 12 34°23' 42.4823" 132°20' 25.4160" 13 34°23' 42.3487" 132°20' 25.1552" 14 34°23' 42.1674" 132°20' 24.6640" 15 34°23' 42.1178" 132°20' 24.5127" 16 34°23' 42.1207" 132°20' 24.4759" 17 34°23' 42.1207" 132°20' 24.4671"

口 広島県広島市佐伯区倉重町の区域の土地のうち、次の十八点から五十二点までを順次結んだ線及び十八点と五十二点を含む四点の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域	
一 砂防法第二条の土地に係る河川の名称	北緯 東経
二 砂防法第二条の土地の表示	18 34°23' 45.8892" 132°20' 23.9177" 19 34°23' 45.8835" 132°20' 23.9283" 20 34°23' 45.8375" 132°20' 24.0136" 21 34°23' 45.7854" 132°20' 24.1541" 22 34°23' 45.7122" 132°20' 24.3642" 23 34°23' 45.6789" 132°20' 24.4723" 24 34°23' 45.6404" 132°20' 24.6045" 25 34°23' 45.5845" 132°20' 24.7963" 26 34°23' 45.5507" 132°20' 24.6960" 27 34°23' 45.5224" 132°20' 24.8215" 28 34°23' 45.4683" 132°20' 25.0352" 29 34°23' 45.3858" 132°20' 25.6100" 30 34°23' 45.3593" 132°20' 25.6642" 31 34°23' 45.2392" 132°20' 25.4132" 32 34°23' 45.2222" 132°20' 25.3725" 33 34°23' 45.1511" 132°20' 25.2657" 34 34°23' 45.1722" 132°20' 25.1665" 35 34°23' 45.1688" 132°20' 25.0512" 36 34°23' 45.1508" 132°20' 24.8591" 37 34°23' 45.0532" 132°20' 24.6203" 38 34°23' 45.0543" 132°20' 24.6127" 39 34°23' 45.0442" 132°20' 24.5348" 40 34°23' 45.0120" 132°20' 24.4351" 41 34°23' 44.9734" 132°20' 24.2551"





施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘要	要
二〇七〇	車力通信所	つがる市	国有	土地等用地として追加提供する。	土地等用地として追加提供する。
三一八九	朝霞駐屯地	朝霞市、新座市、東京都練馬区	国有	工建作物…約四〇〇〇平方メートル 土建作物…約九〇〇〇平方メートル 工建施設としで追加提供する。 同施設協定第二条第四項(b)の適用を、上年用期間…令和八年二月二十日から陸自朝霞駐屯地の間を、同年三月十日までに応じ、訓練の展開及び撤収する。	工建作物…約四〇〇〇平方メートル 土建作物…約九〇〇〇平方メートル 工建施設としで追加提供する。 同施設協定第二条第四項(b)の適用を、上年用期間…令和八年二月二十日から陸自朝霞駐屯地の間を、同年三月十日までに応じ、訓練の展開及び撤収する。
五一二二	大村飛行場	大村市	国有	工建作物…約四〇〇〇平方メートル 土建作物…約九〇〇〇平方メートル 工建施設としで追加提供する。 同施設協定第二条第四項(b)の適用を、同年三月十日までに応じ、訓練の展開及び撤収する。	工建作物…約四〇〇〇平方メートル 土建作物…約九〇〇〇平方メートル 工建施設としで追加提供する。 同施設協定第二条第四項(b)の適用を、同年三月十日までに応じ、訓練の展開及び撤収する。
五一二四	北熊本駐屯地	熊本市	国有	工建作物…約四〇〇〇平方メートル 土建作物…約九〇〇〇平方メートル 工建施設としで追加提供する。 同施設協定第二条第四項(b)の適用を、同年三月十日までに応じ、訓練の展開及び撤収する。	工建作物…約四〇〇〇平方メートル 土建作物…約九〇〇〇平方メートル 工建施設としで追加提供する。 同施設協定第二条第四項(b)の適用を、同年三月十日までに応じ、訓練の展開及び撤収する。
五一二五	健軍駐屯地	熊本市	国有	工建作物…約四〇〇〇平方メートル 土建作物…約九〇〇〇平方メートル 工建施設としで追加提供する。 同施設協定第二条第四項(b)の適用を、同年三月十日までに応じ、訓練の展開及び撤収する。	工建作物…約四〇〇〇平方メートル 土建作物…約九〇〇〇平方メートル 工建施設としで追加提供する。 同施設協定第二条第四項(b)の適用を、同年三月十日までに応じ、訓練の展開及び撤収する。
五一二六	日達原駐屯地	佐賀県神埼郡吉野ヶ峰町	国有	工建作物…約四〇〇〇平方メートル 土建作物…約九〇〇〇平方メートル 工建施設としで追加提供する。 同施設協定第二条第四項(b)の適用を、同年三月十日までに応じ、訓練の展開及び撤収する。	工建作物…約四〇〇〇平方メートル 土建作物…約九〇〇〇平方メートル 工建施設としで追加提供する。 同施設協定第二条第四項(b)の適用を、同年三月十日までに応じ、訓練の展開及び撤収する。
五一二九	種子島施設	佐世保市	国有	工建作物…約四〇〇〇平方メートル 土建作物…約九〇〇〇平方メートル 工建施設としで追加提供する。 同施設協定第二条第四項(b)の適用を、同年三月十日までに応じ、訓練の展開及び撤収する。	工建作物…約四〇〇〇平方メートル 土建作物…約九〇〇〇平方メートル 工建施設としで追加提供する。 同施設協定第二条第四項(b)の適用を、同年三月十日までに応じ、訓練の展開及び撤収する。
五一三一	相浦駐屯地	佐世保市	国有	工建作物…約四〇〇〇平方メートル 土建作物…約九〇〇〇平方メートル 工建施設としで追加提供する。 同施設協定第二条第四項(b)の適用を、同年三月十日までに応じ、訓練の展開及び撤収する。	工建作物…約四〇〇〇平方メートル 土建作物…約九〇〇〇平方メートル 工建施設としで追加提供する。 同施設協定第二条第四項(b)の適用を、同年三月十日までに応じ、訓練の展開及び撤収する。
五一三三	佐世保市	佐賀県神埼郡吉野ヶ峰町	国有	工建作物…約四〇〇〇平方メートル 土建作物…約九〇〇〇平方メートル 工建施設としで追加提供する。 同施設協定第二条第四項(b)の適用を、同年三月十日までに応じ、訓練の展開及び撤収する。	工建作物…約四〇〇〇平方メートル 土建作物…約九〇〇〇平方メートル 工建施設としで追加提供する。 同施設協定第二条第四項(b)の適用を、同年三月十日までに応じ、訓練の展開及び撤収する。
五一三五	健軍駐屯地	町熊本上益城郡菊池町	国有	工建作物…約四〇〇〇平方メートル 土建作物…約九〇〇〇平方メートル 工建施設としで追加提供する。 同施設協定第二条第四項(b)の適用を、同年三月十日までに応じ、訓練の展開及び撤収する。	工建作物…約四〇〇〇平方メートル 土建作物…約九〇〇〇平方メートル 工建施設としで追加提供する。 同施設協定第二条第四項(b)の適用を、同年三月十日までに応じ、訓練の展開及び撤収する。

五一三〇 奄美大島

奄美市、鹿児島県大  
島郡龍郷町 公有

土地 約二一五、〇〇〇平方メートル  
建物 約四五〇平方メートル

国会事項

内閣府

建物作物..約四五〇平方メートル  
訓練施設として新規提供する。  
一 使用期間とし  
令和八年二月十一日から同年三  
月九日までの間  
二 収必要に応じ訓練の展開及び撤  
去のための追加費用を負担する。  
第三条 本件は、(b)の規定によるものとする。  
四 美島の島内に設置する施設及び区域の範囲は、  
協定の関連する施設の範囲と同一である。  
第五条 本件は、(b)の規定によるものとする。

衆議院

報告書受領

訓練工場	訓練施設として新規提供する。
使用期間	令和八年二月十一日から同年三月九日までの間
月	必要に応じ、訓練の展開及び撤
報告書受領	一月十六日内閣から次の報告書を受領した。
市川	晃
伊藤	正次
岩崎	尚子
(山際	尚子
大喬真由美	(深谷 玲子) 荒見 瑞子

し第奄美大島たるの一つの追加期間で地位置協定第二条の規定に基づく交通政策基本法第十五条第八項の規定に基づく交通政策基本計画の報告

規提供	上演場関係
灣訓練区域	区域
林 知更	原田 大樹
村木 美貴	松永 桂子
安田 充	（留守 瑞子）
山本 隆司	牧原 出 御手洗瑞子

1	北緯三四度四三分〇六秒、東經一三六度四一分〇〇秒	橋慶一郎	島尻安伊子	横田響子
2	北緯三四度三八分四八秒、東經一三六度四六分一二秒	井上英孝	江島潔	(金井響子)
3	北緯三四度三六分四二秒、東經一三六度四三分三六秒	阿部守一	藏内勇夫	岸真紀子
4	北緯三四度四〇分五四秒、東經一三六度三八分二四秒	丸子善弘	棚野孝夫	奥野総一郎
用途			中本一實	一實
未完成、毎二日新規二六回、當初の二二回に三九回。			正廣	
○財務大臣臨時代理	内閣			
國務大臣				
上野賢一郎				
地方制度調査会委員に任命する(各通)(一月十九日)				

本区域は、海上自衛隊と共同で実施する掃海訓練のために使用される。  
摘要  
本区域を、地位協定第二条第四項(b)の適用ある施設及び区域として、令和八年一月一日から同月十日までの間提供する。この期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。  
**畿地方整備局告示第二号**

財務大臣片山さつき海外出張不在中内閣法第十条の規定により、臨時に財務大臣の職務を行う国務大臣に指定する。

○防衛大臣臨時代理 同

法務省 赤間二郎 検事 令和七年司法試験考查委員に併任する 甲元雅之

(あかもー郎) 防衛大臣小泉進次郎海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に防衛大臣の職務を行う国務大併任の期間は令和八年二月二十八日までとする  
併任の期間は令和八年三月三十一日までとする  
令和七年司法試験予備試験委員に併任する

道路の区域 路線名 二十五号  
変更前  
（一月十九日）  
閣府特命担当大臣（金融）事務代理を命ずる（以  
上一月十九日）  
併任の期間は令和九年二月二十八日までとする  
(一月十九日)

官 厅 報 告

官 庁 報 告

官序事項

東北地方整備局公示

道路法(昭和二十七年法律第百六十号)第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとし、同条第二項の規定に基づき公示する。

その関係方面は令和八年一月二十二日から一週間一般の紹介に供する  
令和八年一月二十二日 東北地方整備局長 西村 拓

(一) (二) (三)  
占 用 路 道  
制 線 の 種  
を 制 限 す る 区 域  
名 十三号

横手市大屋新町字小松原一五四番四から同市大屋新町字小松原四番まで  
横手市大屋新町字小松原一六番三から同市大屋新町字小松原一八一番一ま

(四) 制限の対象とする占用物件 新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）  
ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

(五) 占用を制限する理由 緊急輸送道路の占用を制限するにあたり、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

(六) 占用の制限の開始の期日 令和8年1月22日

(七) 国面縦覧場所 東北地方整備局及び同局湯沢河川国道事務所

### 通 運

#### 海事補佐人の登録、登録抹消

海事補佐人の登録及び登録抹消を次のとおりし省令第八号)第三十条の規定により公示する。

令和8年1月22日 海難審判所長 横井 幸治

登録番号 一二六六四三 登録年月日 七〇・一五  
南山内泰紀氏名 一二一・一二一五

登録抹消番号 一二六六四五 登録年月日 七〇・一五  
阪本浩章氏名 一二一・一二一五

登録番号 一二八六 登録年月日 七〇・一五  
山谷周氏名 七〇・一五 申請由

### 労 働

#### 最低賃金の改正決定に関する公示

茨城労働局最低賃金公示第1号

最低賃金法(昭和34年法律第137号)第15条第2項の規定に基づき、茨城県鉄鋼業最低賃金(平成20年茨城労働局最低賃金公示第3号)の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第1項の規定により公示する。

令和8年1月22日

茨城労働局長 佐藤 悅子  
第4号中「1時間1,098円」を「1時間1,166円」に改める。

### 附 則

この決定は、令和8年3月1日から効力を生ずる。

### 茨城労働局最低賃金公示第2号

最低賃金法(昭和34年法律第137号)第15条第2項の規定に基づき、茨城県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金(令和6年茨城労働局最低賃金公示第3号)の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第1項の規定により公示する。

令和8年1月22日

茨城労働局長 佐藤 悅子

第4号中「1時間1,055円」を「1時間1,105円」に改める。

### 附 則

この決定は、令和8年3月1日から効力を生ずる。

### 船員の特定最低賃金の改正に係る地方交通審議会の意見に関する公示

#### 関東運輸局最低賃金公示第1号

関東地方交通審議会から関東内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金(平成9年関東運輸局最低賃金公示第5号)、関東海上旅客運送業最低賃金(平成9年関東運輸局最低賃金公示第6号)、関東漁業(沖合底びき網)最低賃金(平成15年関東運輸局最低賃金公示第1号)及び関東漁業(大中型まき網)最低賃金(平成15年関東運輸局最低賃金公示第2号)の改正について答申があったので、最低賃金法(昭和34年法律第137号)第35条第4項の規定により準用する同法第11条第1項及び船員の最低賃金に関する省令(昭和34年運輸省令第35号)第7条第1項の規定により、その要旨を公示する。

答申による意見に係る船員又はこれを使用する船舶所有者(船員法(昭和22年法律第100号)第5条の規定に基づき、船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。)であって、この意見に異議のある者は、異議の内容及び理由を記載した書面(様式任意)に異議申出者の氏名又は名称及び連絡先を付記して本日から15日以内に関東運輸局海事振興部船員労政課「郵便番号231-8433神奈川県横浜市中区北仲通五丁目57番地」あて提出されたい。

令和8年1月22日

関東運輸局長 藤田 礼子

関東地方交通審議会の意見(要旨)

1. 関東内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金(平成9年関東運輸局最低賃金公示第5号)については、適用する船員に係る最低賃金額として、それぞれ、職員「270,400円」を「282,900円」に、ただし書の課程修了後の勤務期間が一定の期間に満たない職員「253,650円」を「266,150円」

に、部員「211,800円」を「224,300円」に、ただし書の海上経験3年未満の部員「202,200円」を「214,700円」に改正することが適当である。

2. 関東海上旅客運送業最低賃金(平成9年関東運輸局最低賃金公示第6号)については、適用する船員に係る最低賃金額として、それぞれ、職員「264,800円」を「273,800円」に、部員「203,400円」を「212,400円」に改正することが適当である。

3. 関東漁業(沖合底びき網)最低賃金(平成15年関東運輸局最低賃金公示第1号)については、適用する船員に係る最低賃金額として、「210,500円」を「221,500円」に改正することが適当である。

4. 関東漁業(大中型まき網)最低賃金(平成15年関東運輸局最低賃金公示第2号)については、適用する船員に係る最低賃金額として、「207,000円」を「215,000円」に改正することが適当である。

### 国土調査法による地図及び簿冊の作成公告

国土調査法(昭和16年法律第百八十号)第二条第一項第一号による基本調査を行つて地図及び簿冊を作成したので、同法第十七条第一項の規定により公告する。なお、当該地図及び簿冊は、次のとおり一般の閲覧に供する。

令和8年1月22日

国土交通大臣 金子 恵之

### 一 地図及び簿冊の名称

令和7年度効率的手法導入推進基本調査図原図案及び令和7年度効率的手法導入推進基本調査簿

一 案 前項に掲げる地図及び簿冊に表記されている地域 神奈川県愛川町、秋田県由利本荘市、北海道積丹町のそれぞれ一部

二 閲覧期間 公告の日から10日間(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第九十号)

第一条に規定する行政機関の休日を除く。)

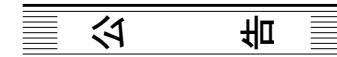
三 閲覧時間 閲覧期間中毎日の午前十時から午後五時まで

四 閲覧場所 次表のとおり

第一項に掲げる地図及び簿冊に表記されている地域	閲覧場所
神奈川県愛川町、秋田県由利本荘市、北海道積丹町	東京都千代田区霞が関二丁目一番三号 内国土交通省政策統括官付地理空間情報課 電話 03(5515)8383

六 閲覧の結果、誤り等があると認めた場合は、右記の閲覧期間内に、国土交通大臣に対し、訂正の申出をすることができる。

七 誤り等訂正申出書の用紙は、請求があれば閲覧場所で交付する。



## 細 勅 境

## 工場財団

大阪市中央区久太郎町四丁目1番3号ユニチカ  
株式会社の工場財団に京都府宇治市宇治戸ノ内5番地ユニチカ株式会社宇治事業所の機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

令和8年1月22日

京都地方法務局宇治支局

## 建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定による処分をしたので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和8年1月22日

東北地方整備局長 西村 拓

- 1 処分をした年月日 令和7年11月7日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号 株式会社 ScutSystem 鈴木 尚人 山形県長井市今泉548-3 國土交通大臣許可（般-04）第24685号
- 3 処分の内容 建設業法第29条第1項に基づく許可の取消し（塗装工事業に関する一般建設業の許可）
- 4 処分の原因となった事実 令和7年11月7日付で建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。

## 相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の清算人を次のとおり選任した。被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。

## 令和7年（家）第875号

愛知県岡崎市十王町2丁目9番地  
申立人 岡崎市

本籍愛知県岡崎市敷田1丁目11番地28、最後の住所愛知県岡崎市敷田1丁目11番地28、死亡の場所愛知県岡崎市、死亡年月日令和5年4月4日、出生の場所三重県員弁郡員弁町、出生年月日昭和28年11月1日、職業不詳

被相続人 亡 奥岡 千明

愛知県岡崎市竜美北2丁目3番地19 山崎法律事務所

相続財産清算人 弁護士 山崎 浩司

催告期間満了日 令和8年8月7日

名古屋家庭裁判所岡崎支部

## 令和7年（家）第441号

東京都世田谷区北烏山6丁目11番3-2801号  
申立人 印田 吉宏

本籍三重県四日市市坂部が丘3丁目1番地3、最後の住所三重県四日市市坂部が丘3丁目1番地3、死亡の場所三重県四日市市、死亡年月日令和7年4月20日から30日までの間、出生の場所三重県四日市市、出生年月日昭和37年7月27日、職業無職

被相続人 亡 印田 光宏

三重県四日市市安島2丁目10番16号 ミッドビルディング四日市2階 小山晃法律事務所  
相続財産清算人 小山 晃

催告期間満了日 令和8年8月5日

津家庭裁判所四日市支部

## 令和7年（家）第30418号

広島市安佐南区大塚西4丁目13番24号  
申立人 力石 明枝

本籍広島県山県郡北広島町戸谷1457番地、最後の住所広島市中区国泰寺町1丁目5番11号一ノ瀬病院、死亡の場所広島市中区、死亡年月日令和7年8月19日、出生の場所広島市、出生年月日昭和24年8月2日、職業無職

被相続人 亡 島本 澄子

事務所広島市安佐南区大塚西4丁目15番22号  
相続財産清算人 司法書士 石井 智和

催告期間満了日 令和8年8月7日

広島家庭裁判所

## 令和7年（家）第514号

愛媛県松山市湊町7丁目1番地22  
申立人 泉川 孝三

本籍愛媛県西条市福成寺甲43番地、最後の住所愛媛県東温市則之内甲2819番地三恵ホーム、死亡の場所愛媛県東温市、死亡年月日令

和7年10月2日、出生の場所愛媛県周桑郡三芳町、出生年月日昭和31年7月20日、職業無職

被相続人 亡 長谷部節子

愛媛県松山市湊町7丁目1番地22

相続財産清算人 司法書士 泉川 孝三

催告期間満了日 令和8年8月5日

松山家庭裁判所

## 令和7年（家）第439号

大分県大分市中島西2丁目4番1号  
申立人 大分県信用組合

本籍大分県中津市中央町1丁目6番、最後の住所大分県中津市中央町2丁目4番52号、死亡の場所大分県中津市、死亡年月日令和7年2月6日、出生の場所中支那江蘇省揚州城福運川外、出生年月日昭和20年3月8日、職業代表取締役

被相続人 亡 水谷 克美

大分県大分市大道町4丁目3番13号 ラトワール大道101

相続財産清算人 青野 訓子

催告期間満了日 令和8年8月7日

大分家庭裁判所中津支部

## 令和7年（家）第20232号

浜松市中央区布橋2-4  
申立人 カレッジタウンウイング管理組合

本籍静岡県浜松市中央区常盤町268番地、最後の住所浜松市中央区布橋2丁目4番116号  
カレッジタウンウイング、死亡の場所静岡県浜松市中央区、死亡年月日推定令和6年10月21日から31日までの間、出生の場所長野県諏訪市、出生年月日昭和44年8月6日、職業無職

被相続人 亡 一木 正基

浜松市中央区中央2丁目10番1号 浜松青色会館4階渥美利之法律事務所

相続財産清算人 弁護士 渥美 日高

催告期間満了日 令和8年8月14日

静岡家庭裁判所浜松支部

## 令和7年（家）第3074号

静岡県静岡市駿河区大谷3800番地の97  
申立人 杉山 廣

本籍静岡県掛川市南2丁目439番地6、最後の住所静岡県掛川市南2丁目25番9号、死亡の場所静岡県掛川市、死亡年月日令和7年2月20日、出生の場所静岡県静岡市、出生年月日昭和23年9月17日、職業会社役員

被相続人 亡 落合 朝子

静岡県藤枝市田沼1丁目18番2号 土屋ビル305号 藤枝のぞみ法律特許事務所  
相続財産清算人 弁護士 宮田 逸江

催告期間満了日 令和8年8月4日

静岡家庭裁判所掛川支部

## 令和7年（家）第30342号

千葉県柏市若白毛465-5  
申立人 小林 正栄

本籍千葉県柏市若白毛467番地、最後の住所千葉県柏市若白毛467番地、死亡の場所千葉県柏市、死亡年月日令和7年8月9日、出生の場所千葉県東葛飾郡沼南村、出生年月日昭和38年11月9日、職業無職

被相続人 亡 小林実智代

事務所千葉県柏市中央町2-1 柏センタービル4階 柏グリーン法律事務所

相続財産清算人 弁護士 羽角 和之

催告期間満了日 令和8年8月18日

千葉家庭裁判所松戸支部

## 令和7年（家）第2079号

佐賀県三養基郡みやき町大字市武783番地2  
申立人 田中 貞夫

本籍福岡県久留米市梅満町1120番地6、最後の住所福岡県久留米市梅満町1120番地6、死亡の場所福岡県久留米市、死亡年月日平成18年10月8日、出生の場所佐賀県三養基郡三根町、出生年月日昭和22年7月2日、職業不明  
被相続人 亡 森 せつ子

福岡県久留米市篠山町12番地3 パーク・ノヴア久留米中央405号

相続財産清算人 司法書士 中村 優子

催告期間満了日 令和8年8月19日

福岡家庭裁判所久留米支部

## 令和7年（家）第478号

鹿児島県指宿市山川岡児ヶ水365番地2  
申立人 株式会社篠原商事

本籍鹿児島県南九州市頬娃町別府378番地、最後の住所本籍と同じ、死亡の場所鹿児島県鹿児島市、死亡年月日令和7年4月27日、出生の場所鹿児島県揖宿郡頬娃村、出生年月日昭和8年9月3日、職業無職  
被相続人 亡 中村 智子

事務所鹿児島県指宿市大牟礼1丁目11番8号  
司法書士法人なのはな法務事務所

相続財産清算人 司法書士 梅垣 晃一

催告期間満了日 令和8年8月28日

鹿児島家庭裁判所指宿出張所

## 令和7年（家）第511号

鹿児島県南九州市穎娃町牧之内2155番地

申立人 上村 重弘

本籍鹿児島県鹿児島市小山田町10085番地、最後の住所鹿児島県南九州市穎娃町牧之内3776番地8、死亡の場所鹿児島県南九州市、死亡年月日令和7年7月20日、出生の場所鹿児島県鹿児島郡伊敷村、出生年月日昭和7年7月1日、職業無職

被相続人 亡 壽福スミ子

事務所鹿児島県南九州市知覧町東別府5189番地13

相続財産清算人 司法書士 福田 晃己

催告期間満了日 令和8年8月28日

鹿児島家庭裁判所指宿出張所

## 令和7年（家）第520号

事務所鹿児島県南九州市穎娃町牧之内2898番地1

申立人 司法書士 森迫 直子

本籍鹿児島県枕崎市汐見町25番地、最後の住所鹿児島県南九州市穎娃町別府2796番地1、死亡の場所鹿児島県枕崎市、死亡年月日令和7年8月29日、出生の場所福岡県鞍手郡植木町、出生年月日昭和24年5月12日、職業無職

被相続人 亡 松下 邦子

事務所鹿児島県南九州市穎娃町牧之内2898番地1

相続財産清算人 司法書士 森迫 直子

催告期間満了日 令和8年8月28日

鹿児島家庭裁判所指宿出張所

## 令和7年（家）第962号

青森県弘前市大字上白銀町1番地1

申立人 弘前市

本籍青森県弘前市大字大清水1丁目19番地5、最後の住所青森県弘前市大字大清水1丁目19番地5、死亡の場所青森県弘前市、死亡年月日平成20年4月17日、出生の場所青森県弘前市、出生年月日昭和31年1月28日、職業不明

被相続人 亡 朝井 清夫

事務所青森県弘前市大字青山4丁目13番地13  
藤本司法書士事務所

相続財産清算人 司法書士 藤本 祥平

催告期間満了日 令和8年7月22日

青森家庭裁判所弘前支部

## 令和7年（家）第756号

東京都中央区月島1丁目15番10-201号

申立人 豊田 賢治

本籍東京都港区白金2丁目4番、最後の住所埼玉県越谷市弥栄町1丁目105番地43、死亡の場所埼玉県越谷市、死亡年月日令和6年12月10日、出生の場所東京都武蔵野市、出生年月日昭和43年6月17日、職業弁護士

被相続人 亡 松畑 靖朗

埼玉県越谷市南越谷1丁目16番地12新越谷第一生命ビルディング5階 弁護士法人江原総合法律事務所

相続財産清算人 松本 侑樹

催告期間満了日 令和8年7月31日

さいたま家庭裁判所越谷支部

## 令和7年（家）第72535号

東京都葛飾区奥戸1丁目24番6号インテグラル新小岩

申立人 インテグラル新小岩管理組合

本籍千葉県印旛郡栄町安食3695番地、最後の住所東京都葛飾区奥戸1丁目24番6号インテグラル新小岩202、死亡の場所東京都足立区、死亡年月日令和6年2月14日、出生の場所東京都葛飾区、出生年月日昭和24年1月26日、職業不明

被相続人 亡 山崎 勝美

事務所東京都港区虎ノ門5丁目13番1号虎ノ門40M Tビル2階 虎ノ門総合法律事務所

相続財産清算人 弁護士 亀井 弘泰

催告期間満了日 令和8年7月31日

東京家庭裁判所

## 令和7年（家）第72682号

埼玉県さいたま市岩槻区仲町1-10-5

申立人 佐藤 雄二

本籍埼玉県さいたま市岩槻区仲町1丁目2004番地5、最後の住所東京都世田谷区祖師谷1丁目22番26号医心館 祖師谷、死亡の場所東京都世田谷区、死亡年月日令和7年7月19日、出生の場所東京都足立区、出生年月日昭和26年2月13日、職業無職

被相続人 亡 佐藤 謙二

事務所東京都新宿区四谷2丁目9番地四谷高木ビル4階 桃川法律事務所

相続財産清算人 弁護士 桃川 雅之

催告期間満了日 令和8年7月31日

東京家庭裁判所

## 令和7年（家）第72759号

東京都港区高輪4丁目8番11号 高輪マンション207号室高輪総合法律事務所

申立人 山田 浩子

本籍東京都墨田区駒場1丁目37番、最後の住所東京都世田谷区中町3丁目29番6号正栄ハイムII102、死亡の場所東京都世田谷区、死亡年月日令和7年9月29日、出生の場所東京都世田谷区、出生年月日昭和30年8月27日、職業無職

被相続人 亡 山中嘉津夫

事務所東京都港区高輪4丁目8番11号高輪マンション207号室 高輪総合法律事務所

相続財産清算人 弁護士 山田 浩子

催告期間満了日 令和8年7月31日

東京家庭裁判所

## 令和7年（家）第90921号

東京都立川市一番町2-15-1

申立人 ライオンズガーデン西武立川管理組合

本籍大分県大分市大字玉沢835番地、最後の住所東京都立川市一番町2丁目15番地の1ライオンズガーデン西武立川301号、死亡の場所東京都立川市、死亡年月日令和3年2月5日、出生の場所大分県大分市、出生年月日昭和26年9月26日、職業不明

被相続人 亡 谷口 亨

事務所東京都国分寺市光町2丁目1番地18 オークハウス国立302号室 りんどう法律事務所

相続財産清算人 弁護士 掛川 亜季

催告期間満了日 令和8年7月31日

東京家庭裁判所立川支部

## 令和7年（家）第91007号

東京都調布市西つじヶ丘3丁目26番地7

アーバンフラツ M A202 こうご司法書士事務所

申立人 向後 弘之

本籍東京都中央区日本橋浜町2丁目9番地、最後の住所東京都狛江市和泉本町3丁目27番7号イリーゼ狛江、死亡の場所東京都墨田区、死亡年月日令和7年4月11日、出生の場所東京都東京深川区、出生年月日昭和8年1月27日、職業無職

被相続人 亡 金子金次郎

事務所東京都小平市小川町1-341-53サンライズ青梅橋102 野火法律事務所

相続財産清算人 弁護士 古庄 野火

催告期間満了日 令和8年7月30日

東京家庭裁判所立川支部

## 令和7年（家）第8361号

石川県七尾市能登島鰯目町三十三部7番地

申立人 平田 恵子

本籍石川県七尾市能登島鰯目町三十三部7番地、最後の住所石川県七尾市能登島鰯目町三十三部7番地、死亡の場所石川県七尾市、死亡年月日令和7年3月9日、出生の場所石川県金沢市、出生年月日昭和15年1月29日、職業無職

被相続人 亡 平田 勇

石川県羽咋市立開町ホ3番地2、事務所石川県羽咋市南中央町キ143番地3

相続財産清算人 圓山晃一郎

催告期間満了日 令和8年7月31日

金沢家庭裁判所七尾支部

## 令和7年（家）第5028号

東京都新宿区水道町3番1号

申立人 株式会社住宅債権管理回収機構

本籍福井県鯖江市上河端町第68号2番地、最後の住所福井県丹生郡越前町蛭津第29号14番地1、死亡の場所福井県丹生郡越前町、死亡年月日令和5年5月推定9日、出生の場所岡山県都窪郡吉備町、出生年月日昭和18年2月17日、職業不明

被相続人 亡 西川 利男

福井県越前市蓬莱町3番32号蓬莱ビル2階

相続財産清算人 弁護士 市川 亮平

催告期間満了日 令和8年7月31日

福井家庭裁判所武生支部

## 令和7年（家）第153号

長野県諏訪市大字四賀34番地

申立人 宮坂 正

本籍長野県諏訪市大字湖南497番地、最後の住所長野県諏訪市大字湖南497番地、死亡の場所長野県岡谷市、死亡年月日令和8年2月9日、出生の場所長野県諏訪郡湖南村、出生年月日明治43年3月28日、職業不明

被相続人 亡 小池 久好

事務所長野県諏訪郡下諏訪町湖浜6174番地6  
矢島法律事務所

相続財産清算人 弁護士 矢島 久資

催告期間満了日 令和8年8月22日

長野家庭裁判所諏訪支部

**令和7年(家)第347号**  
 岐阜県不破郡垂井町表佐693番地  
 申立人 桐山 友子  
 本籍岐阜県羽島市福寿町平方334番地1、最後の住所岐阜県羽島市福寿町平方334番地1  
 リンピア21 105号室、死亡の場所岐阜県安八郡安八町、死亡年月日推定令和6年12月10日、出生の場所岐阜県各務原市、出生年月日昭和54年11月6日、職業会社員  
 被相続人 亡 川合 成典  
 事務所岐阜市美江寺町1-5 岐阜北青色会館3階北西号室 弁護士法人れんげ総合法律事務所  
 相続財産清算人 弁護士 市橋 優一  
 催告期間満了日 令和8年8月3日  
 岐阜家庭裁判所

**令和7年(家)第7789号**  
 名古屋市中区大須2丁目5番47号  
 申立人 阿彌陀寺  
 本籍名古屋市中区栄5丁目4番地、最後の住所名古屋市東区筒井1丁目14番8号、死亡の場所横浜市旭区、死亡年月日令和6年4月18日、出生の場所名古屋市東区、出生年月日昭和22年2月19日、職業不詳  
 被相続人 亡 南條加代子  
 事務所名古屋市中区丸の内3-14-33 本町法務ビル4階 永富法律事務所  
 相続財産清算人 弁護士 森川 聖也  
 催告期間満了日 令和8年8月5日  
 名古屋家庭裁判所

**令和7年(家)第1121号**  
 愛知県常滑市小鈴谷字行田165番地  
 申立人 石川 清成  
 本籍愛知県常滑市小鈴谷字北山下56番地、最後の住所愛知県常滑市小鈴谷字北山下56番地、死亡の場所愛知県常滑市、死亡年月日推定令和5年10月14日、出生の場所愛知県知多郡小鈴谷町、出生年月日昭和31年11月12日、職業派遣社員  
 被相続人 亡 石川 忠晴  
 愛知県知多市新知字樋之口4-1 朝倉ビル2階 東海知多総合法律事務所  
 相続財産清算人 弁護士 森 悠  
 催告期間満了日 令和8年7月24日  
 名古屋家庭裁判所半田支部

**令和7年(家)第978号**  
 愛知県西尾市八ヶ尻町堤東88番地  
 申立人 田所起毛株式会社  
 本籍愛知県西尾市平坂町熊野後34番地1、最後の住所愛知県西尾市平坂町熊野後34番地1、死亡の場所愛知県安城市、死亡年月日令和6年3月5日、出生の場所和歌山県和歌山市、出生年月日昭和7年1月5日、職業会社役員  
 被相続人 亡 田所 勇  
 愛知県西尾市花ノ木町1-18エイトビル4F  
 花の木法律事務所  
 相続財産清算人 弁護士 中根 雄志  
 催告期間満了日 令和8年7月27日  
 名古屋家庭裁判所岡崎支部

**令和7年(家)第992号**  
 愛知県知立市鳥居1丁目5番地2  
 申立人 野々山真弓  
 本籍福岡県福岡市早良区大字内野965番地、最後の住所愛知県刈谷市恩田町1丁目156番地8エステートKATO II 501号、死亡の場所愛知県刈谷市、死亡年月日令和6年4月30日、出生の場所愛知県半田市、出生年月日昭和40年11月30日、職業不明  
 被相続人 亡 梅津 直行  
 愛知県刈谷市相生町3丁目3番地富士ビルディング6階  
 相続財産清算人 弁護士 井上 剛  
 催告期間満了日 令和8年8月5日  
 名古屋家庭裁判所岡崎支部

**令和7年(家)第161号**  
 三重県名張市赤目町相楽420番地  
 申立人 山村 康弘  
 本籍三重県名張市赤目町相楽47番地、最後の住所三重県名張市赤目町相楽47番地、死亡の場所三重県名張市、死亡年月日推定令和7年6月22日、出生の場所三重県名張市、出生年月日昭和30年10月16日、職業無職  
 被相続人 亡 山村 信也  
 事務所三重県名張市鴻之台1番町174番地  
 相続財産清算人 行政書士 仲西 秀子  
 催告期間満了日 令和8年7月31日  
 津家庭裁判所伊賀支部

**令和7年(家)第105号**  
 三重県伊勢市常磐2丁目5番17号  
 申立人 島地 昭寿  
 本籍三重県伊勢市常磐2丁目471番地、最後の住所三重県伊勢市常磐2丁目5番19号、死亡の場所三重県伊勢市、死亡年月日令和7年3月11日から20日までの間、出生の場所三重県伊勢市、出生年月日昭和38年11月8日、職業無職  
 被相続人 亡 島地 孝浩  
 事務所三重県津市西丸之内35-12坪井・中西法律事務所  
 相続財産清算人 弁護士 若林 直樹  
 催告期間満了日 令和8年7月31日  
 津家庭裁判所伊勢支部

**令和7年(家)第159号**  
 三重県伊勢市朝熊町1553番地11  
 申立人 山本 市作  
 本籍三重県伊勢市朝熊町942番地、最後の住所三重県伊勢市朝熊町942番地、死亡の場所三重県伊勢市、死亡年月日令和6年8月28日、出生の場所三重県鳥羽市、出生年月日昭和41年1月28日、職業不明  
 被相続人 亡 畑中 正行  
 事務所三重県伊勢市小木町141番地3 中川幸司法書士事務所  
 相続財産清算人 司法書士 中川 幸  
 催告期間満了日 令和8年7月31日  
 津家庭裁判所伊勢支部

**令和7年(家)第2107号**  
 大阪府高槻市芥川町1丁目2番  
 申立人 アクトアモーレ管理組合住宅部会  
 本籍大阪府吹田市千里丘中60番、最後の住所滋賀県草津市野村5丁目9番34-706号シャルマンコーポ草津野村、死亡の場所大阪府高槻市、死亡年月日推定令和7年1月4日、出生の場所熊本県人吉市、出生年月日昭和30年3月29日、職業不明  
 被相続人 亡 飯田 義正  
 滋賀県大津市京町2丁目1番18号初音ビル2階ひらい法律事務所  
 相続財産清算人 弁護士 平井 建志  
 催告期間満了日 令和8年8月24日  
 大津家庭裁判所

**令和7年(家)第81373号**  
 大阪市北区中之島1丁目3番20号  
 申立人 大阪市  
 本籍大阪府大阪市西成区萩之茶屋3丁目3番地、最後の住所大阪市平野区長吉長原西4丁目2番15-108号、死亡の場所大阪府大阪市平野区、死亡年月日令和7年1月5日、出生の場所大阪府堺市、出生年月日昭和18年4月4日、職業不明  
 被相続人 亡 川崎 英一  
 大阪市北区西天満2丁目8番5号 西天満大治ビル3階B-1  
 相続財産清算人 弁護士 植西 輝実  
 催告期間満了日 令和8年8月24日  
 大阪家庭裁判所

**令和7年(家)第81424号**  
 大阪府茨木市宿川原町17番3号 さんごの家305号  
 申立人 羽谷 利夫  
 本籍大阪府茨木市大字桑原387番地2、最後の住所大阪府茨木市南耳原2丁目5番5号メゾンハーモニー101号、死亡の場所大阪府高槻市、死亡年月日令和6年3月16日、出生の場所大阪府三島郡安威村、出生年月日昭和28年8月4日、職業無職  
 被相続人 亡 羽谷 安雄  
 大阪市中央区南船場4丁目7番6号 心斎橋中央ビル2階  
 相続財産清算人 弁護士 藤内 健吉  
 催告期間満了日 令和8年8月25日  
 大阪家庭裁判所

**令和7年(家)第81581号**  
 大阪府堺市東区菩提町1丁67番地6  
 申立人 亀岡実希恵  
 本籍大阪府堺市北区北花田町2丁154番地6、最後の住所大阪府大阪市東住吉区鷹合3丁目7番8号、死亡の場所大阪府松原市、死亡年月日令和6年5月31日、出生の場所大阪府堺市、出生年月日昭和49年7月26日、職業従業員  
 被相続人 亡 山崎 博之  
 大阪市北区西天満4-8-17 宇治電ビルディング11階  
 相続財産清算人 弁護士 酒井 卓也  
 催告期間満了日 令和8年8月24日  
 大阪家庭裁判所

## 令和7年(家)第1148号

奈良県香芝市穴虫85番地9  
申立人 青山 齊  
本籍和歌山県橋本市古佐田2丁目118番地、最後の住所奈良県香芝市真美ヶ丘3丁目2番43-110号、死亡の場所奈良県橿原市、死亡年月日平成30年8月21日、出生の場所奈良県北葛城郡下田村、出生年月日昭和26年1月4日、職業不明  
被相続人 亡 寺嶋 成元  
奈良市登大路町5番地修徳ビル3階 わかくさ法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 米澤 弘朗  
催告期間満了日 令和8年8月7日  
奈良家庭裁判所葛城支部

## 令和7年(家)第162号

広島県福山市駅家町大字倉光659番地2  
申立人 有限会社たら  
本籍鳥取県米子市美吉128番地、最後の住所鳥取県米子市新開5丁目7番11号、死亡の場所鳥取県米子市、死亡年月日平成27年8月18日、出生の場所大阪府大阪市此花区、出生年月日昭和19年7月19日、職業会社事務員  
被相続人 亡 花井 和子  
島根県安来市安来町925番地  
相続財産清算人 司法書士 吉村 信  
催告期間満了日 令和8年7月31日  
鳥取家庭裁判所米子支部

## 令和7年(家)第30269号

岡山県高梁市成羽町長地951  
申立人 芳賀 勝  
本籍岡山県高梁市成羽町成羽2515番地2、最後の住所岡山県高梁市成羽町成羽2515番地2、死亡の場所岡山県高梁市、死亡年月日令和7年6月11日頃から20日頃までの間、出生の場所岡山県川上郡成羽町、出生年月日昭和39年1月31日、職業会社員  
被相続人 亡 芳賀 宏志  
事務所岡山市北区南方1丁目6番5号 司法ビル5階  
相続財産清算人 弁護士 石井 克典  
催告期間満了日 令和8年7月29日  
岡山家庭裁判所

## 令和7年(家)第278号

岡山県新見市新見1420番地3  
申立人 難波みゆき  
本籍岡山県新見市新見1420番地3、最後の住所岡山県新見市新見1420番地3、死亡の場所岡山県倉敷市、死亡年月日令和6年8月16日、出生の場所岡山県岡山市、出生年月日昭和37年9月27日、職業自営業  
被相続人 亡 難波 誠  
事務所岡山県倉敷市玉島3丁目19番30号  
相続財産清算人 森永 英治  
催告期間満了日 令和8年7月31日  
岡山家庭裁判所新見支部

## 令和7年(家)第30456号

広島県安芸郡府中町瀬戸ハイム3-21-18  
申立人 田丸 喜吉  
本籍広島市南区宇品御幸1丁目217番地2、最後の住所広島市南区宇品御幸1丁目9番39号、死亡の場所広島市南区、死亡年月日令和7年1月21日頃から31日頃までの間、出生の場所愛媛県温泉郡神和村、出生年月日昭和15年8月28日、職業不明  
被相続人 亡 三好富貴子  
事務所広島市西区草津南2丁目9番27-203号室  
相続財産清算人 司法書士 妹尾 稔  
催告期間満了日 令和8年8月7日  
広島家庭裁判所

## 令和7年(家)第30046号

広島市安佐南区上安2-25-20-203 龍本マンション  
申立人 新出 正範  
本籍広島県安芸高田市吉田町山手696番地2、最後の住所広島県安芸高田市吉田町山手696番地2、死亡の場所広島県安芸高田市、死亡年月日令和7年1月11日頃から20日頃までの間、出生の場所岡山県津市、出生年月日昭和5年1月2日、職業無職  
被相続人 亡 新家 俊子  
広島県三次市十日市南1-4-8 水本ビル4階  
相続財産清算人 弁護士 前田 奈美  
催告期間満了日 令和8年8月25日  
広島家庭裁判所三次支部

## 令和7年(家)第1285号

宮崎県宮崎市霧島1丁目1番地1  
申立人 宮崎県農業協同組合  
本籍宮崎県都城市御池町5844番地12、最後の住所宮崎県都城市御池町5844番地12、死亡の場所鹿児島県霧島市、死亡年月日令和6年7月1日、出生の場所宮崎県都城市、出生年月日昭和35年11月19日、職業無職  
被相続人 亡 北村 彰一  
宮崎県都城市八幡町13街区4号  
相続財産清算人 司法書士 坂下 暉啓  
催告期間満了日 令和8年8月5日  
宮崎家庭裁判所都城支部

## 令和7年(家)第30124号

滋賀県湖南市柏子袋1047番地1  
申立人 甲斐切 稔  
本籍広島県安芸郡熊野町吳地5丁目346番地19、最後の住所広島県吳市汐見町2番1号、死亡の場所広島県吳市、死亡年月日令和6年12月29日、出生の場所広島県広島市、出生年月日昭和9年9月13日、職業無職  
被相続人 亡 甲斐切泰子  
広島県吳市阿賀中央6丁目14番7-202号  
相続財産清算人 司法書士 湯澤 俊樹  
催告期間満了日 令和8年7月27日  
広島家庭裁判所吳支部

## 令和7年(家)第4052号

山口県宇部市大字西岐波4866番地8  
申立人 福山 恵子  
本籍山口県宇部市大字西岐波1465番地1、最後の住所山口県宇部市今村南2丁目6番2号、死亡の場所山口県宇部市、死亡年月日令和7年2月11日頃、出生の場所山口県山口市、出生年月日昭和8年7月1日、職業無職  
被相続人 亡 伊藤 幸美  
山口県宇部市松山町2丁目3番1号  
相続財産清算人 吉田 匠宏  
催告期間満了日 令和8年7月31日  
山口家庭裁判所宇部支部

## 令和7年(家)第1112号

宮崎市老松1丁目5番1号  
申立人 八田 博司  
本籍宮崎県延岡市桜園町53番地2、最後の住所宮崎県延岡市川島町1941番地22、死亡の場所宮崎県延岡市、死亡年月日令和7年9月16日、出生の場所宮崎県延岡市、出生年月日昭和32年2月15日、職業無職  
被相続人 亡 遠藤 文子

事務所宮崎県宮崎市老松1丁目5番1号 弁護士法人江藤法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 八田 博司  
催告期間満了日 令和8年7月31日  
宮崎家庭裁判所延岡支部

## 令和7年(家)第40426号

札幌市中央区南1条西10丁目3番地南一条道銀ビル4階米屋・林法律事務所  
申立人 米屋 佳史  
本籍北海道札幌市北区あいの里2条2丁目12番、最後の住所札幌市北区北28条西10丁目1番20-302号、死亡の場所北海道札幌市北区、死亡年月日推定令和7年4月10日、出生の場所北海道札幌市、出生年月日昭和43年12月9日、職業無職  
被相続人 亡 高橋 直也  
札幌市中央区北5条西11丁目17-2 札幌総合法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 野谷 智子  
催告期間満了日 令和8年8月21日  
札幌家庭裁判所

## 令和7年(家)第146号

申立人 国  
本籍北海道根室市西浜町10丁目4番地、最後の住所北海道根室市西浜町10丁目4番地、死亡の場所北海道根室市、死亡年月日令和元年9月7日、出生の場所北海道根室郡根室町、出生年月日大正15年1月10日、職業無職  
被相続人 亡 腹帶 正雄  
北海道根室市緑町2-28NKビル3階根室ひまわり基金法律事務所  
相続財産清算人 信 剛志  
催告期間満了日 令和8年7月27日  
釧路家庭裁判所根室支部

## 令和7年(家)第2040号

東京都江戸川区小松川1-5-7-504  
申立人 土田 博之  
本籍山形県鶴岡市睦町11番地、最後の住所山形県鶴岡市睦町11番14号、死亡の場所山形県米沢市、死亡年月日令和7年9月6日、出生の場所山形県鶴岡市、出生年月日昭和34年7月10日、職業無職  
被相続人 亡 遠藤 文子  
山形県鶴岡市宝町2番5号わきやま法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 脇山 拓  
催告期間満了日 令和8年7月24日  
山形家庭裁判所鶴岡支部

**公示催告**

次の申立人から別紙目録表示の権利について公示催告の申立てがあったので、その権利者は、下記権利の届出の終期までに、当裁判所に、権利を届け出してください。もし、この終期までに権利の届出がない場合には、その権利が失権することがあります。

**令和7年(ヘ)第2号**

奈良県五條市西吉野町湯川307番地

申立人 田村 光雄

権利の届出の終期 令和8年4月24日

令和8年1月7日 五條簡易裁判所  
(別紙) 目 錄

(1)土地 奈良県五條市野原町3289番

畠 150平方メートル

(2)登記年月日番号 奈良地方法務局五條支局昭和  
15年5月10日受付第1219号

(3)登記した権利の内容

登記の目的 地上権設定

原因 昭和15年5月10日設定

目的 松、杉、檜、雜木所有

存続期間 設定の日より昭和19年5月10日まで  
地代 定め無し

地上権者 岐阜県恵那郡中津町大字中津字中津  
川1604番地  
阿部 清

共同目的物件 奈良県五條市野原町3339番、  
3298番、3319番、3316番、3313番、3310番、  
3307番、3304番、3301番、3293番、3334番、  
3331番、3337番の各土地

**失踪に関する届出の催告**

次の申立人から不在者に対し失踪宣告の申立てがあったので、不在者は、届出期間満了の日までに当裁判所に生存の届出をしてください。届出がないときは、失踪宣告を受けることになります。また、不在者の生死を知る者は、同日までにその旨当裁判所に届け出してください。

**令和7年(家)第536号**

東京都足立区青井5丁目12番41-403号

申立人 相原 晃

本籍東京都杉並区阿佐谷北5丁目35番地、最  
後の住所埼玉県越谷市大字袋山493番地4

不在者 鈴木 豊

昭和40年12月3日生

届出期間満了日 令和8年5月15日

さいたま家庭裁判所越谷支部

**令和7年(家)第2309号**

東京都町田市山崎町2200番地 山崎団地4-12-402

申立人 元木 えり

本籍静岡県静岡市清水区草薙1036番地10、最  
後の住所東京都町田市本町田3486番地 藤の  
台団地1-2-401

不在者 岡野とも子

昭和35年10月28日生

届出期間満了日 令和8年5月20日

東京家庭裁判所立川支部

**令和7年(家)第355号**

三重県桑名市元赤須賀150番地1

申立人 小田 保美

本籍三重県桑名市元赤須賀150番地1、最後  
の住所三重県桑名市元赤須賀150番地1

不在者 小田 恵美

昭和45年11月1日生

届出期間満了日 令和8年5月8日

津家庭裁判所四日市支部

**失踪宣告****令和7年(家)第58号**

本籍静岡県牧之原市坂口1206番地、最後の住  
所埼玉県越谷市蒲生1丁目10番7号 田村  
ヨーポ

不在者 板倉 保男

昭和6年4月2日生

令和7年12月27日失踪宣告審判確定

さいたま家庭裁判所越谷支部裁判所書記官

**令和7年(家)第1006号**

本籍神奈川県綾瀬市早川2557番地、最後の住  
所アメリカ合衆国ウエストバージニア州オー  
ガスタR R 1 56E

不在者 比留川洋子

昭和16年4月14日生

令和7年12月27日失踪宣告審判確定

横浜家庭裁判所裁判所書記官

**令和6年(家)第455号**

本籍鹿児島県大島郡瀬戸内町大字諸数298番  
地、最後の住所滋賀県野洲市小篠原824番地  
2ツインコープ野洲406号室

不在者 嘉納 修

昭和34年3月6日生

令和7年12月26日失踪宣告審判確定

大津家庭裁判所裁判所書記官

**失踪宣告取消****令和7年(家)第2360号**

本籍石川県河北郡津幡町字吉倉ナ130番地1、  
住所横浜市磯子区丸山1-19-20

申立人(失踪者) 神保 雅人

昭和47年4月8日生

令和7年12月27日失踪宣告取消審判確定

横浜家庭裁判所裁判所書記官

**除権決定**

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の有  
価証券について公示催告をしたところ、定められ  
た下記権利を争う旨の申述の終期までに適法に権  
利を争う旨の申述をし、かつ、有価証券を提出する  
者がなかったので、前記の有価証券の無効を宣  
言する。

**令和7年(ヘ)第1号**

青森県八戸市北インター工業団地3丁目2番  
80号

申立人 株式会社ほくとう

権利を争う旨の申述の終期 令和7年12月26日

令和8年1月5日 十和田簡易裁判所  
(別紙) 目 錄

約束手形 1通

手形番号 B B01530

金額 900,000円

支払期日 令和7年9月20日

支払地 青森県十和田市

支払場所 株式会社青森みちのく銀行十和田中  
央支店

振出日 令和7年7月25日

振出地 青森県十和田市

振出人 株式会社福萬組 代表取締役社長 井  
上 韶

受取人 申立人

最終所持人 申立人

**破産手続開始及び免責許可申  
立てに関する意見申述期間**

次の破産事件について、以下のとおり破産手続  
を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び  
破産者に対して債務を負担する者は、破産者にそ  
の財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

**令和7年(フ)第2396号**

福岡市南区大橋4丁目1番5-402号  
ニューシャトル大橋、前住所福岡市南区大橋  
4丁目20番12号

債務者 林 なお子

- 1 決定年月日時 令和8年1月8日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 白石 直己
- 4 破産債権の届出期間 令和8年2月9日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴  
取・計算報告の期日 令和8年3月13日午前11  
時30分
- 6 免責意見申述期間 令和8年2月27日まで  
福岡地方裁判所第4民事部

**令和7年(フ)第109号**

福岡県飯塚市柏の森13番地68、前住所福岡県  
那珂川市片縄東1丁目24番16-206号 コア  
マンション博多南

債務者 原 恭輔

- 1 決定年月日時 令和8年1月13日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 小坂 墓
- 4 破産債権の届出期間 令和8年2月24日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴  
取・計算報告の期日 令和8年3月16日午後2  
時
- 6 免責意見申述期間 令和8年3月2日まで  
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

**令和7年(フ)第120号**

福岡県飯塚市新飯塚20番14号 カブチーノ新  
飯塚B棟303号室

債務者 高山 歩

- 1 決定年月日時 令和8年1月13日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 矢野真依子
- 4 破産債権の届出期間 令和8年2月13日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴  
取・計算報告の期日 令和8年3月16日午後1  
時30分
- 6 免責意見申述期間 令和8年3月2日まで  
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

## 令和7年(フ)第122号

福岡県飯塚市弁分501番地18  
債務者 矢野 喜章

- 1 決定年月日時 令和8年1月13日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 横手 陽平
- 4 破産債権の届出期間 令和8年2月24日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月16日午前11時15分
- 6 免責意見申述期間 令和8年3月2日まで

福岡地方裁判所飯塚支部民事部

## 令和7年(フ)第131号

愛媛県新居浜市大生院1944番地の38  
債務者 谷本 利恵

- 1 決定年月日時 令和8年1月13日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 丑野 雅紀
- 4 破産債権の届出期間 令和8年3月3日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月27日午前11時
- 6 免責意見申述期間 令和8年3月3日まで

松山地方裁判所西条支部

## 令和7年(フ)第1474号

仙台市泉区泉中央3丁目26番地の11 M・C H A T E L E T I Z U M I C H U O -201

債務者 石井 宏人

- 1 決定年月日時 令和8年1月9日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 林屋陽一郎
- 4 破産債権の届出期間 令和8年2月13日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月17日午前10時35分
- 6 免責意見申述期間 令和8年3月10日まで

仙台地方裁判所第4民事部破産係

## 令和7年(フ)第123号

山形県米沢市泉町2丁目3番46号 イワセハイツ105号室

債務者 橋口 健治

- 1 決定年月日時 令和8年1月9日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 羽生田 智
- 4 破産債権の届出期間 令和8年2月24日まで

5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月14日午前10時30分

6 免責意見申述期間 令和8年3月10日まで  
山形地方裁判所米沢支部

## 令和7年(フ)第117号

青森県五所川原市大字野里字野岸7番地2  
債務者 石岡 純乃

- 1 決定年月日時 令和8年1月13日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 一戸 皓樹
- 4 破産債権の届出期間 令和8年2月24日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月14日午後1時30分
- 6 免責意見申述期間 令和8年3月24日まで

青森地方裁判所五所川原支部破産係

## 令和7年(フ)第328号

愛知県豊川市当古町一色45番地

債務者 中山 富雄

- 1 決定年月日時 令和8年1月9日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 高和 直司
- 4 破産債権の届出期間 令和8年2月9日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月10日午前10時20分
- 6 免責意見申述期間 令和8年3月27日まで

名古屋地方裁判所豊橋支部

## 令和7年(フ)第346号

福井県越前市朽飯町第11号17番地の1

債務者 中村 幸弘

- 1 決定年月日時 令和8年1月13日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 茂呂 信吾
- 4 破産債権の届出期間 令和8年2月12日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月14日午前10時30分
- 6 免責意見申述期間 令和8年3月31日まで

福井地方裁判所民事部破産係

## 令和7年(フ)第2376号

東京都八王子市西寺方町728番地1 ビックストーンヴィラ201号

債務者 濱田 美和

- 1 決定年月日時 令和8年1月9日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 池浦 慧
- 4 破産債権の届出期間 令和8年2月12日まで

5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年3月5日午前11時30分

6 免責意見申述期間 令和8年3月5日まで  
東京地方裁判所立川支部民事第4部

## 令和7年(フ)第2378号

東京都あきる野市原小宮1-13-26ルミエール201、住民票上の住所東京都中野区弥生町1丁目34番8-307号

債務者 西村 歩己

- 1 決定年月日時 令和8年1月9日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 井ノ川龍太朗
- 4 破産債権の届出期間 令和8年2月12日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年3月5日午前11時15分
- 6 免責意見申述期間 令和8年3月13日まで

東京地方裁判所立川支部民事第4部  
令和7年(フ)第3079号  
横浜市瀬谷区南台1丁目3番地1 南台ハイツA13棟302号

債務者 小林真由美

- 1 決定年月日時 令和8年1月9日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 平田 佳広
- 4 破産債権の届出期間 令和8年2月10日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年3月23日午後2時30分
- 6 免責意見申述期間 令和8年3月16日まで

横浜地方裁判所第3民事部  
令和7年(フ)第337号  
神奈川県横須賀市阿部倉17番E-102号

債務者 斎藤 純子

- 1 決定年月日時 令和8年1月9日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 宇野真由美
- 4 破産債権の届出期間 令和8年2月10日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年3月18日午後2時40分
- 6 免責意見申述期間 令和8年3月11日まで

横浜地方裁判所第3民事部

## 令和7年(フ)第2881号

神奈川県藤沢市用田698番地の16

債務者 大井 悠江(旧姓三井)

- 1 決定年月日時 令和8年1月9日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 大川 宏之
- 4 破産債権の届出期間 令和8年2月10日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年3月19日午前10時20分
- 6 免責意見申述期間 令和8年3月12日まで

横浜地方裁判所横須賀支部  
令和7年(フ)第832号  
栃木県鹿沼市下田町2丁目1076番地、前住所東京都台東区千束1丁目6番1号 グラン

ドゥール浅草302

債務者 岡田 安史

- 1 決定年月日時 令和8年1月8日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 石神 知也
- 4 破産債権の届出期間 令和8年2月19日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年3月27日午後1時40分
- 6 免責意見申述期間 令和8年3月26日まで

宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

**令和7年(フ)第843号**  
栃木県大田原市滝岡196番地1  
債務者 関谷 貴規  
1 決定年月日時 令和8年1月8日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 中澤 浩平  
4 破産債権の届出期間 令和8年2月19日まで  
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年3月27日前11時30分  
6 免責意見申述期間 令和8年3月26日まで  
宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係  
**令和7年(フ)第848号**  
栃木県栃木市蘭町2丁目15番19号、前住所  
栃木県宇都宮市豊郷町2丁目52番地6  
債務者 渡邊 信一  
1 決定年月日時 令和8年1月8日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 南里 昌裕  
4 破産債権の届出期間 令和8年2月19日まで  
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年4月10日前11時  
6 免責意見申述期間 令和8年4月9日まで  
宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係  
**令和7年(フ)第334号**  
神奈川県横須賀市野比2丁目11番12-304号  
債務者 渡邊 雅雄  
1 決定年月日時 令和8年1月8日午後4時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 大久保龍太  
4 破産債権の届出期間 令和8年2月9日まで  
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年4月16日前11時  
6 免責意見申述期間 令和8年4月15日まで  
横浜地方裁判所横須賀支部  
**令和7年(フ)第171号**  
富山県射水市戸破2923番地1 メゾン ひばり207  
債務者 橋本 健三  
1 決定年月日時 令和8年1月13日午後3時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 中村あづさ  
4 破産債権の届出期間 令和8年2月24日まで

5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年4月16日前10時  
6 免責意見申述期間 令和8年4月15日まで  
富山地方裁判所高岡支部  
**令和7年(フ)第853号**  
栃木県宇都宮市西川田町940番地29  
債務者 上吉原 弘  
1 決定年月日時 令和8年1月8日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 安田 真道  
4 破産債権の届出期間 令和8年2月19日まで  
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年4月17日前1時10分  
6 免責意見申述期間 令和8年4月16日まで  
宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係  
**令和7年(フ)第855号**  
茨城県筑西市蓮沼1578番地1  
債務者 本間 竜雄  
1 決定年月日時 令和8年1月8日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 安田 真道  
4 破産債権の届出期間 令和8年2月19日まで  
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年4月17日前1時10分  
6 免責意見申述期間 令和8年4月21日まで  
静岡地方裁判所浜松支部破産係  
**令和7年(フ)第3135号**  
横浜市都筑区東山田3丁目16番10号 エクセルント城山A-1  
債務者 中里 圭佑  
1 決定年月日時 令和8年1月9日午後4時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 長谷川洋一  
4 破産債権の届出期間 令和8年2月12日まで  
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年5月11日前11時30分  
6 免責意見申述期間 令和8年5月7日まで  
横浜地方裁判所第3民事部  
**令和7年(フ)第1947号**  
東京都国立市中2丁目4番地の8矢沢ビル305  
債務者 鳴海 純  
1 決定年月日時 令和8年1月9日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 山本 高貴  
4 破産債権の届出期間 令和8年2月12日まで  
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年4月17日前11時30分  
6 免責意見申述期間 令和8年4月17日まで  
東京地方裁判所立川支部民事第4部  
**令和7年(フ)第9455号**  
東京都町田市成瀬台3丁目38-6  
債務者 影山伊久男  
1 決定年月日時 令和8年1月9日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 足立 学  
4 破産債権の届出期間 令和8年2月24日まで  
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月24日前10時  
6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。  
7 免責意見申述期間 令和8年3月17日まで  
鳥取地方裁判所民事部  
**令和7年(フ)第172号**  
山口県下関市汐入町43番3-402号 シーサイドビューア下関、前住所山口県下関市安岡本町1丁目11番16号、前々住所三重県松阪市高町460番地17  
債務者 一条 奈々(旧姓高橋)  
1 決定年月日時 令和8年1月14日午前10時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 長谷川健太郎  
4 破産債権の届出期間 令和8年3月16日まで  
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月20日前10時5分  
6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。  
7 免責意見申述期間 令和8年4月17日まで  
山口地方裁判所下関支部破産係  
**令和7年(フ)第1719号**  
福岡市中央区桜坂2丁目1番18-303号 アルバ桜坂  
債務者 倉本 梨代  
1 決定年月日時 令和8年1月8日午前11時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 本岡 大祐  
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月19日前11時30分  
5 免責意見申述期間 令和8年2月27日まで  
福岡地方裁判所第4民事部  
**令和7年(フ)第1836号**  
福岡市早良区原7丁目14番35-402号トニーコート式番館、住民票上の住所佐賀県神埼市神埼町志波屋2814番地4  
債務者 宮地 信文  
1 決定年月日時 令和8年1月14日午前10時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 瀧本 直  
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月13日前2時  
5 免責意見申述期間 令和8年2月27日まで  
福岡地方裁判所第4民事部

<b>令和7年(フ) 第2194号</b>	福岡市南区中尾3丁目27番16号 加島ビル301号 債務者 阿部 美幸 1 決定年月日時 令和8年1月6日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 三ツ角直正 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月13日午前10時30分 5 免責意見申述期間 令和8年2月27日まで 福岡地方裁判所第4民事部
<b>令和7年(フ) 第2349号</b>	福岡市南区臼佐5丁目13番16号 債務者 藤 昌子 1 決定年月日時 令和8年1月5日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 菅本 裕介 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月13日午後1時30分 5 免責意見申述期間 令和8年2月27日まで 福岡地方裁判所第4民事部
<b>令和7年(フ) 第1809号</b>	福岡市早良区高取1丁目1番18-404号 デュオフラツツ西新WEST 債務者 伊吹 香織 1 決定年月日時 令和8年1月9日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 安井 杏奈 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月13日午後2時30分 5 免責意見申述期間 令和8年3月2日まで 福岡地方裁判所第4民事部
<b>令和7年(フ) 第2193号</b>	福岡市南区大楠1丁目33番21-906号 エンクレースト日赤通り、前住所佐賀市中折町3番2号 債務者 吉田 辰吉 1 決定年月日時 令和8年1月6日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 島 翔吾 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月13日午前11時 5 免責意見申述期間 令和8年3月2日まで 福岡地方裁判所第4民事部

<b>令和7年(フ) 第2366号</b>	福岡市中央区輝国2丁目13番2-401号 スティタスマンション輝国、前住所福岡市中央区高砂2丁目15番10-904号 シティマンション高砂 債務者 黒川 摂子(旧姓福住) 1 決定年月日時 令和8年1月6日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 有満理奈子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月3日午後4時 5 免責意見申述期間 令和8年3月2日まで 福岡地方裁判所第4民事部
<b>令和7年(フ) 第817号</b>	熊本市東区榎町18番3号 債務者 麦島富士子 1 決定年月日時 令和8年1月13日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 田中 智之 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月3日午後1時30分 5 免責意見申述期間 令和8年3月2日まで 熊本地方裁判所民事第1部破産再生係
<b>令和7年(フ) 第751号</b>	福岡県那珂川市今光3丁目143番地1、住民票上の住所福岡県那珂川市大字市ノ瀬490番地2 債務者 橋口美喜子 1 決定年月日時 令和8年1月8日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 西依 雅広 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月17日午後1時30分 5 免責意見申述期間 令和8年3月3日まで 福岡地方裁判所第4民事部
<b>令和7年(フ) 第1820号</b>	福岡市中央区西公園4番40号 債務者 岩佐 真弓 1 決定年月日時 令和8年1月8日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 山西 信裕 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月17日午後2時30分 5 免責意見申述期間 令和8年3月3日まで 福岡地方裁判所第4民事部
<b>令和7年(フ) 第2336号</b>	福岡市博多区吉塚4丁目12番42-201号 Le Rondine 債務者 渡邊麻衣子(旧姓牧山) 1 決定年月日時 令和8年1月7日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 大津 集平 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月13日午後3時 5 免責意見申述期間 令和8年3月3日まで 福岡地方裁判所第4民事部
<b>令和7年(フ) 第2344号</b>	福岡市東区若宮2丁目4番6号 ハイツ英105号 債務者 木村 博雄 1 決定年月日時 令和8年1月8日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 郷司 佳寛 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月10日午前11時15分 5 免責意見申述期間 令和8年3月3日まで 福岡地方裁判所第4民事部
<b>令和7年(フ) 第2357号</b>	福岡市博多区半道橋2丁目6番4-502号 ファーストレジデンス 債務者 橋岡 武志 1 決定年月日時 令和8年1月6日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 吉野 佳子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月6日午前11時 5 免責意見申述期間 令和8年3月3日まで 福岡地方裁判所第4民事部
<b>令和7年(フ) 第2365号</b>	福岡市西区福重3丁目21番19号 セントラルフクオカ福重401号 債務者 岡 智寛 1 決定年月日時 令和8年1月8日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 安藤 匠汰 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月17日午後2時30分 5 免責意見申述期間 令和8年3月3日まで 福岡地方裁判所第4民事部
<b>令和7年(フ) 第1159号</b>	兵庫県姫路市三左衛門堀西の町106番地 MISTRAL三左衛門1 402号 債務者 板持 健太 1 決定年月日時 令和8年1月9日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 須山幸一郎 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月17日午前11時 5 免責意見申述期間 令和8年3月6日まで 神戸地方裁判所第3民事部

**令和7年(フ)第46号**  
兵庫県丹波市市島町徳尾1047番地、前住所兵庫県丹波市春日町黒井2041番地2  
債務者 細見 典行  
1 決定年月日時 令和8年1月9日午後4時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 三木 麻鈴  
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月27日午後1時40分  
5 免責意見申述期間 令和8年3月6日まで  
神戸地方裁判所柏原支部

**令和7年(フ)第369号**  
香川県高松市紙町7番地17  
債務者 林商店こと 林 正弘  
1 決定年月日時 令和8年1月9日午後1時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 植野 剛  
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月23日午後2時  
5 免責意見申述期間 令和8年3月6日まで  
高松地方裁判所民事部破産・再生係

**令和7年(フ)第1814号**  
福岡市城南区茶山6丁目7番15-101号 332番館茶山、前住所福岡市南区清水4丁目6番23-201号 アテリア東大橋  
債務者 菊池建二郎  
1 決定年月日時 令和8年1月8日午後2時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 久富 達也  
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月13日午後2時  
5 免責意見申述期間 令和8年3月6日まで  
福岡地方裁判所第4民事部

**令和7年(フ)第2142号**  
福岡市南区桧原3丁目7番19号 Ch e z M o i 福岡桧原、前住所福岡市南区塩原4丁目1番1号 竹田ビル303号  
債務者 瀬戸 千鶴  
1 決定年月日時 令和8年1月9日午後2時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 中谷 正太  
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月13日午後2時30分  
5 免責意見申述期間 令和8年3月6日まで  
福岡地方裁判所第4民事部

**令和7年(フ)第254号**  
茨城県常総市水海道高野町2339番地1  
債務者 高橋 克哉  
1 決定年月日時 令和8年1月8日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 奥山 洋平  
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月12日午前10時  
5 免責意見申述期間 令和8年3月9日まで  
水戸地方裁判所下妻支部

**令和7年(フ)第1035号**  
神戸市東灘区向洋町6丁目3-89 野本方、住民票上の住所神戸市中央区港島南町7丁目1番地の6 Y A N A I  
債務者 箭内 理  
1 決定年月日時 令和8年1月9日午後3時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 種谷有希子  
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月17日午後1時30分  
5 免責意見申述期間 令和8年3月9日まで  
神戸地方裁判所第3民事部

**令和7年(フ)第1593号**  
福岡県福津市福間南4丁目13番1号  
債務者 陣ノ内千代  
1 決定年月日時 令和8年1月7日午後1時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 岡崎 康平  
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月23日午前10時30分  
5 免責意見申述期間 令和8年3月9日まで  
福岡地方裁判所第4民事部

**令和7年(フ)第555号**  
宮崎市大字浮田1664番地3、前住所宮崎市新別府町江田原69番地3 レジデンス櫻303号  
債務者 横山 尚子  
1 決定年月日時 令和8年1月13日午後1時30分  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 戸原 孝明  
4 免責意見申述期間 令和8年3月10日まで  
宮崎地方裁判所破産係

**令和7年(フ)第583号**  
宮崎市江平東1丁目8番26号  
債務者 高見 雅之

**1 決定年月日時 令和8年1月13日午後1時30分**  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 奈須 元樹  
4 免責意見申述期間 令和8年3月10日まで  
宮崎地方裁判所破産係

**令和7年(フ)第5846号**  
大阪府高槻市川添1丁目12番23号  
債務者 関谷 一雄  
1 決定年月日時 令和8年1月9日午後3時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 河端 直  
4 免責意見申述期間 令和8年3月13日まで  
大阪地方裁判所第6民事部

**令和7年(フ)第6081号**  
大阪市住之江区南港中4丁目2番16-814号  
債務者 青木 隆  
1 決定年月日時 令和8年1月13日午後3時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 片岡 力  
4 免責意見申述期間 令和8年3月17日まで  
大阪地方裁判所第6民事部

**令和7年(フ)第68号**  
長崎県雲仙市千々石町戊491番地1  
債務者 平坂 拓也  
1 決定年月日時 令和8年1月13日午後4時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 有馬 理  
4 免責意見申述期間 令和8年3月18日まで  
長崎地方裁判所島原支部破産係

**破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間**

**令和7年(フ)第78号**  
静岡県菊川市中内田1482番地の1 セフィラ21D 202、住民票上の住所静岡県菊川市堀之内184番地の4  
債務者 安田亜希子  
1 決定年月日時 令和8年1月8日午後3時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和8年2月26日まで  
静岡地方裁判所掛川支部破産係

**令和7年(フ)第79号**  
静岡県掛川市大渕2873番地、前住所静岡県浜松市中央区神ヶ谷町2254番地の1 神ヶ谷園  
債務者 森下加奈子

**1 決定年月日時 令和8年1月9日午後5時**  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和8年2月27日まで  
名古屋地方裁判所民事第2部

**令和7年(フ)第2781号**  
名古屋市中村区烏森町1丁目43番地  
債務者 武岡 正志  
1 決定年月日時 令和8年1月9日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和8年2月26日まで  
静岡地方裁判所掛川支部破産係

**令和7年(フ)第2922号**  
愛知県大府市若草町2丁目196番地  
債務者 伊藤 智香  
1 決定年月日時 令和8年1月9日午後5時  
2 主文 傾向者について破産手続を開始する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和8年2月27日まで  
名古屋地方裁判所民事第2部

**令和7年(フ)第2942号**  
愛知県半田市天王町1丁目30番地 トーカヒルズ606号  
債務者 東田 拓哉  
1 決定年月日時 令和8年1月9日午後5時  
2 主文 傾向者について破産手続を開始する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和8年2月27日まで  
名古屋地方裁判所民事第2部

**令和7年(フ)第2958号**  
名古屋市中村区畑江通2丁目28番地の1 畑江ロイヤルハイツ4E号  
債務者 松永 透  
1 決定年月日時 令和8年1月9日午後5時  
2 主文 傾向者について破産手続を開始する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和8年2月27日まで  
名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年（フ）第3125号 名古屋市北区田幡2丁目7番23号 ハイライ フ黒川201号 債務者 佐野己代治 1 決定年月日時 令和8年1月9日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月27日まで 名古屋地方裁判所民事第2部	令和7年（フ）第1035号 北九州市小倉北区明和町1番47-101号 債務者 大久保まゆみ 1 決定年月日時 令和8年1月13日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月2日まで 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部	1 決定年月日時 令和8年1月8日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月4日まで さいたま地方裁判所川越支部	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月4日まで さいたま地方裁判所川越支部
令和7年（フ）第310号 愛知県豊橋市植田町字西山田14番地の1 市 営植田住宅1棟505号室 債務者 武内奈緒美 1 決定年月日時 令和8年1月8日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月2日まで 名古屋地方裁判所豊橋支部	令和7年（フ）第196号 山形県天童市北目1丁目9番6号 債務者 津藤 権吾 1 決定年月日時 令和8年1月13日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月3日まで 山形地方裁判所民事部	1 決定年月日時 令和8年1月8日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月4日まで さいたま地方裁判所川越支部	1 決定年月日時 令和8年1月8日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
令和7年（フ）第331号 愛知県豊川市新桜町通2丁目43番地 ファイ ンステージ新桜208号 債務者 伊藤 早恵 1 決定年月日時 令和8年1月9日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月2日まで 名古屋地方裁判所豊橋支部	令和7年（フ）第2270号 さいたま市緑区大字中尾75番地 サンライズ II-103 債務者 藤澤 敏之 1 決定年月日時 令和8年1月8日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月4日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係	1 決定年月日時 令和8年1月8日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月4日まで さいたま地方裁判所川越支部	1 決定年月日時 令和8年1月8日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
令和7年（フ）第1000号 北九州市八幡西区紅梅1丁目1番8-1108号 債務者 松本 貴博 1 決定年月日時 令和8年1月9日午後2時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月2日まで 名古屋地方裁判所豊橋支部	令和7年（フ）第2271号 さいたま市緑区大字中尾75番地 サンライズ II-103 債務者 フジサワ エリンダ マセリン 1 決定年月日時 令和8年1月8日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月4日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係	1 決定年月日時 令和8年1月8日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月4日まで さいたま地方裁判所川越支部	1 決定年月日時 令和8年1月8日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
令和7年（フ）第948号 埼玉県ふじみ野市西1丁目7番10号 ブリラ ンテ上福岡204 債務者 上條みよ子（旧姓橋本）	令和7年（フ）第948号 埼玉県ふじみ野市丸山4番10号 フラット鈴 木203 債務者 佐藤美由紀 1 決定年月日時 令和8年1月8日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。	1 決定年月日時 令和8年1月8日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月4日まで さいたま地方裁判所川越支部

## 令和8年(フ)第20号

埼玉県川越市大字寺尾17番地2 (長谷川アパート202号室)  
債務者 北川慎一郎  
1 決定年月日時 令和8年1月8日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和8年3月4日まで  
さいたま地方裁判所川越支部

## 令和7年(フ)第627号

愛知県西尾市吉良町木田郷中69番地1 キララK 203号室、前住所愛知県西尾市吉良町下横須賀柳原7番地5  
債務者 新垣麻由美  
1 決定年月日時 令和8年1月9日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和8年3月4日まで  
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

## 令和7年(フ)第183号

高知市升形1番17号 藤林ビル2階東 小松法律事務所  
債務者 平嶋佳穂里  
1 決定年月日時 令和8年1月13日午前10時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和8年3月4日まで  
高知地方裁判所破産係

## 令和7年(フ)第2231号

埼玉県朝霞市朝志ヶ丘4-9-20 ドミールA号棟 102号室、住民票上の住所山梨県甲府市古府中町5083番地140  
債務者 相澤慎一  
1 決定年月日時 令和8年1月9日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和8年3月5日まで  
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

## 令和7年(フ)第2287号

さいたま市南区文蔵5丁目2番10号 野島ハイツ102  
債務者 山崎大地  
1 決定年月日時 令和8年1月9日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和8年3月5日まで  
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

## 令和7年(フ)第2288号

さいたま市南区文蔵5丁目2番10号 野島ハイツ102  
債務者 太田香  
1 決定年月日時 令和8年1月9日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和8年3月5日まで  
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

## 令和7年(フ)第2308号

さいたま市北区土呂町2丁目60番地9 レガーロ土呂205号室  
債務者 金久保ひとみ  
1 決定年月日時 令和8年1月9日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和8年3月5日まで  
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

## 令和8年(フ)第7号

東京都大田区中馬込3丁目18-6-201  
債務者 高橋慧  
1 決定年月日時 令和8年1月9日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和8年3月3日まで  
5 免責審尋期日 令和8年3月3日午前10時30分  
東京地方裁判所民事部

## 令和8年(フ)第12号

東京都中野区鷺宮3丁目47-7-403  
債務者 河上裕明  
1 決定年月日時 令和8年1月9日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和8年3月3日まで  
5 免責審尋期日 令和8年3月3日午前11時 東京地方裁判所民事第20部

## 令和7年(フ)第343号

北海道旭川市神居1条11丁目2番11号 12号室  
債務者 曲戸正彦  
1 決定年月日時 令和8年1月9日午後4時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和8年3月6日まで  
5 免責審尋期日 令和8年3月12日午後1時20分

旭川地方裁判所民事部

## 令和7年(フ)第375号

北海道旭川市神居6条17丁目4番3-2号  
債務者 橋爪みゆ  
1 決定年月日時 令和8年1月9日午後4時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和8年3月6日まで  
5 免責審尋期日 令和8年3月12日午後1時20分

旭川地方裁判所民事部

## 令和7年(フ)第376号

北海道旭川市大町1条18丁目134番地の58  
シルバーハイツ大町203号室  
債務者 應矢麻衣子  
1 決定年月日時 令和8年1月9日午後4時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和8年3月6日まで  
5 免責審尋期日 令和8年3月12日午後1時20分

旭川地方裁判所民事部

## 令和7年(フ)第385号

北海道旭川市2条西4丁目1番7-305号  
債務者 三島圭子  
1 決定年月日時 令和8年1月9日午後4時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和8年3月6日まで  
5 免責審尋期日 令和8年3月25日午後1時40分

旭川地方裁判所民事部

## 令和7年(フ)第6076号

大阪府豊中市上津島2丁目15番8号  
債務者 浅野工業こと浅野裕次  
1 決定年月日時 令和8年1月9日午後3時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和8年3月11日まで  
5 免責審尋期日 令和8年4月10日午後1時30分

大阪地方裁判所第6民事部

## 令和7年(フ)第6092号

大阪市大正区三軒家西1丁目4番2-702号  
債務者 上田唯  
1 決定年月日時 令和8年1月9日午後3時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和8年3月11日まで  
5 免責審尋期日 令和8年4月10日午後1時30分

大阪地方裁判所第6民事部

## 令和7年(フ)第6134号

大阪府東大阪市西岩田4丁目9番19号  
債務者 奥野夢菜  
1 決定年月日時 令和8年1月9日午後3時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和8年3月11日まで  
5 免責審尋期日 令和8年3月17日午後1時30分

大阪地方裁判所第6民事部



令和7年（フ）第198号 神戸市垂水区千代が丘1丁目6番41号、従前の住所神戸市西区玉津町今津575番地の9 破産者 松本 直樹 1 決定年月日 令和8年1月13日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 神戸地方裁判所第3民事部	1 決定年月日 令和8年1月14日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部	1 決定年月日 令和8年1月14日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 山口地方裁判所岩国支部	令和7年（フ）第102号 岐阜県多治見市東山3丁目12番地の3、従前の住所名古屋市守山区瀬古1丁目710番地 エステート幸102号 破産者 亡坂元幹博相続財産 1 破産債権の届出期間 令和8年2月13日まで 2 一般調査期日 令和8年3月11日午前10時30分 令和8年1月14日 岐阜地方裁判所多治見支部
令和7年（フ）第36号 神戸市西区玉津町今津640番地の12 破産者 舟越 信好 1 決定年月日 令和8年1月13日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 神戸地方裁判所明石支部破産係	石川県河北郡内灘町宇鶴ケ丘2丁目248番地コムデグレーヌ102号、従前の住所石川県野々市市野代3丁目101番地1 破産者 プラムダイニングこと 富田 豪 1 決定年月日 令和8年1月14日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 金沢地方裁判所民事部	愛媛県四国中央市上柏町579番地の4 破産者 宇高乃理子 1 決定年月日 令和8年1月14日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 松山地方裁判所西条支部	令和7年（フ）第56号 三重県志摩市阿児町鵜方3307番地の1 破産者 有限会社志摩大黒 1 破産債権の届出期間 令和8年2月13日まで 2 一般調査期日 令和8年5月20日午前10時30分 令和8年1月14日 津地方裁判所伊勢支部破産係
令和7年（フ）第73号 岡山市中区平井2丁目2443番地1 破産者 大久保 巧 1 決定年月日 令和8年1月13日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 岡山地方裁判所第3民事部	岐阜県瑞浪市薬師町5丁目1番地の2 ファミール21 103号、従前の住所岐阜県瑞浪市稻津町小里1856番地の3 破産者 後藤 栄司 1 決定年月日 令和8年1月14日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 岐阜地方裁判所多治見支部	佐賀県唐津市和多田先石13番28号、前住所福岡県宗像市自由ヶ丘1090番地71 ロイヤルシティ自由ヶ丘910号 破産者 江里 浩幸 1 決定年月日 令和8年1月14日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 佐賀地方裁判所唐津支部	令和7年（フ）第1004号 名古屋市中区丸の内3丁目21番21号 破産者 株式会社富士ツーリスト 1 破産債権の届出期間 令和8年2月16日まで 2 一般調査期日 令和8年3月5日午後1時30分 令和8年1月13日 名古屋地方裁判所民事第2部
令和6年（フ）第1662号 横浜市鶴見区東寺尾北台6番14号 五十嵐方、開始決定時の住所横浜市鶴見区馬場5丁目3番31号 五十嵐方 破産者 藤原百合美 1 決定年月日 令和8年1月14日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部	広島県廿日市市宮内4丁目22番2-105号、開始決定時の住所広島県廿日市市桜尾1丁目7番22号 破産者 森川 博三 1 決定年月日 令和8年1月14日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 広島地方裁判所民事第4部	山梨県甲府市千塚2丁目3番10号、前住所山梨県甲斐市中下条1740番地 破産者 清水 一輝 1 破産債権の届出期間 令和8年2月9日まで 2 一般調査期日 令和8年3月26日午後2時30分 令和8年1月9日 甲府地方裁判所民事部破産係	令和7年（フ）第2332号 名古屋市天白区高坂町11番地 高坂荘7棟207号、従前の住所名古屋市緑区作の山町102番地の3 破産者 松村工業こと 松村 守人 1 破産債権の届出期間 令和8年2月16日まで 2 一般調査期日 令和8年4月16日午後2時10分 令和8年1月13日 名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年（フ）第2023号 横浜市泉区上飯田町2090番地4 破産者 中村 香	山口県岩国市御庄2丁目114番地12 破産者 フレームショップ岩本こと 岩本 俊夫	堺市堺区向陵中町6丁1番9号 破産者 株式会社森下商会 1 破産債権の届出期間 令和8年2月12日まで 2 一般調査期日 令和8年4月23日午前11時 令和8年1月13日 大阪地方裁判所堺支部破産係	令和7年（フ）第306号 兵庫県三田市藍本1001番地1 破産者 山本 貴史 1 破産債権の届出期間 令和8年2月17日まで 2 一般調査期日 令和8年3月24日午前10時45分 令和8年1月13日 神戸地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第161号  
北海道上磯郡木古内町字札苅651番地2  
破産者 岩館 諭  
1 破産債権の届出期間 令和8年2月19日まで  
2 一般調査期日 令和8年3月12日午前10時  
令和8年1月14日 函館地方裁判所  
**令和7年(フ)第73号**  
山形県米沢市福田町2丁目3番47-4号、前  
住所山形県米沢市大字川井982番地の12  
破産者 鈴木 典子  
1 破産債権の届出期間 令和8年2月20日まで  
2 一般調査期日 令和8年3月5日午前10時45  
分  
令和8年1月14日 山形地方裁判所米沢支部  
**令和7年(フ)第21号**  
石川県七尾市万行2丁目183番地 万行第2  
団地3-3、従前の住所石川県七尾市東浜町  
へ部14番地  
破産者 岡部 俊成  
1 破産債権の届出期間 令和8年2月24日まで  
2 一般調査期日 令和8年5月13日午前11時  
令和8年1月14日 金沢地方裁判所七尾支部  
**令和6年(フ)第1380号**  
京都府八幡市欽明台中央17番地2  
破産者 福島 久雄  
1 破産債権の届出期間 令和8年3月4日まで  
2 一般調査期日 令和8年4月22日午前11時  
令和8年1月14日  
京都地方裁判所第5民事部破産係  
**令和7年(フ)第539号**  
京都市伏見区醍醐外山街道町33-26、開始決  
定時の住所京都市下京区中堂寺西寺町8番地  
グランドーリア大宮松原2D  
破産者 L I B E R A こと 重田 晃助  
1 破産債権の届出期間 令和8年3月11日まで  
2 一般調査期日 令和8年4月22日午前11時  
令和8年1月14日  
京都地方裁判所第5民事部破産係  
**令和7年(フ)第63号**  
兵庫県尼崎市七松町1丁目18番26号 S P R  
I N G W I N D S 103、従前の住所兵庫  
県西脇市富吉南町249番地の38  
破産者 足立 幹芳  
1 破産債権の届出期間 令和8年3月11日まで  
2 一般調査期日 令和8年4月15日午後1時30  
分  
令和8年1月14日 神戸地方裁判所神戸支部分

**令和7年(フ)第464号**  
岡山市中区沖元387番地2  
破産者 塩飽 裕樹  
1 破産債権の届出期間 令和8年3月16日まで  
2 一般調査期日 令和8年4月21日午前10時40  
分  
令和8年1月13日  
岡山地方裁判所第3民事部  
**債権者集会招集**

**令和4年(フ)第5121号**  
大阪府八尾市桜ヶ丘2丁目129番地  
破産者 株式会社大和照明製作所  
1 期日 令和8年2月26日午後3時  
2 会議の目的 破産管財人の任務終了による計  
算の報告  
令和8年1月13日  
大阪地方裁判所第6民事部

**令和4年(フ)第5122号**  
奈良県生駒市壱分町1225番地6 エクセルヴィ  
ラB102、開始決定時奈良県生駒市萩の台5  
丁目1番1-608号  
破産者 田仲 康洋  
1 期日 令和8年2月26日午後3時  
2 会議の目的 破産管財人の任務終了による計  
算の報告  
令和8年1月13日  
大阪地方裁判所第6民事部  
**債権者集会等の期日**

**令和7年(フ)第6074号**  
東京都墨田区緑4丁目24番19号 日神パレス  
錦糸町101  
破産者 株式会社ウイング・ジャパン  
財産状況報告集会・債権調査・計算報告の期日  
令和8年3月30日午前11時00分  
令和8年1月8日  
東京地方裁判所民事第20部  
**書面による計算報告**

次の破産事件について、破産管財人から任務終  
了による計算の報告書の提出があった。破産法89  
条3項に規定する者は、計算に異議があれば、以  
下の期間内に裁判所に異議を述べなければならな  
い。

**令和7年(フ)第329号**  
宮崎市瀬頭2丁目3番17号  
破産者 有限会社山本山静堂  
異議申述期間 令和8年2月25日まで  
令和8年1月14日 宮崎地方裁判所破産係  
**令和7年(フ)第1227号**  
宮城県黒川郡大和町吉岡字東柴崎48番地の2  
破産者 堀江 通正  
異議申述期間 令和8年3月10日まで  
令和8年1月13日  
仙台地方裁判所第4民事部破産係

**令和7年(フ)第2452号**  
愛知県春日井市出川町6丁目12番地2 ラル  
フII101号  
破産者 井上沙知子  
異議申述期間 令和8年3月10日まで  
令和8年1月13日  
名古屋地方裁判所民事第2部

**令和7年(フ)第4300号**  
大阪市住之江区西住之江1丁目6番2号  
シャーメゾン ドゥ シャルール 302号  
破産者 宮崎佳代子  
異議申述期間 令和8年3月10日まで  
令和8年1月13日  
大阪地方裁判所第6民事部

**令和7年(フ)第4586号**  
大阪市東住吉区鷹合1丁目17番23号、商業登  
記簿上の本店所在地和歌山市島崎町5丁目1  
番地13  
破産者 株式会社たどん  
異議申述期間 令和8年3月10日まで  
令和8年1月13日  
大阪地方裁判所第6民事部

**令和7年(フ)第4587号**  
大阪市東住吉区鷹合1丁目17番23号、前住所  
和歌山市島崎町5丁目1番地13  
破産者 笹次 涼  
異議申述期間 令和8年3月10日まで  
令和8年1月13日  
大阪地方裁判所第6民事部

**令和7年(フ)第4933号**  
大阪府寝屋川市田井町43番32号  
破産者 西川 誠  
異議申述期間 令和8年3月10日まで  
令和8年1月13日  
大阪地方裁判所第6民事部

**特別清算開始**

**令和7年(ヒ)第2号**  
千葉県館山市安布里780番地  
清算株式会社 株式会社旧房洋堂  
代表清算人 長尾 典子  
1 決定年月日 令和8年1月8日  
2 主文 清算株式会社につき特別清算の開始を  
命ずる。  
千葉地方裁判所館山支部

**令和7年(ヒ)第42号**  
京都市下京区中堂寺坊城町31番地3  
清算株式会社 株式会社和装三昧たち花  
代表清算人 石井 行也  
1 決定年月日 令和8年1月6日  
2 主文 清算株式会社につき特別清算の開始を  
命ずる。  
京都地方裁判所第5民事部

**令和7年(ヒ)第8号**  
奈良県橿原市新賀町139番地の1  
清算株式会社 株式会社K J 整理会社  
代表清算人 勢渡 正丈  
1 決定年月日 令和8年1月8日  
2 主文 清算株式会社につき特別清算の開始を  
命ずる。  
奈良地方裁判所葛城支部

**令和7年(ヒ)第13号**  
沖縄県那覇市字安謝619番地16  
清算株式会社 株式会社沖通商  
代表清算人 奥濱 哲夫  
1 決定年月日 令和8年1月8日  
2 主文 清算株式会社につき特別清算の開始を  
命ずる。  
那覇地方裁判所民事第3部

**令和7年(ヒ)第2105号**  
東京都千代田区東神田1丁目8番11号  
清算株式会社 株式会社神田クラフトインダス  
トリー  
代表清算人 森 洋子  
1 決定年月日 令和8年1月8日  
2 主文 清算株式会社につき特別清算の開始を  
命ずる。  
東京地方裁判所民事第20部

**特別清算終結****令和7年(ヒ)第10号**

埼玉県所沢市南永井1143番地  
清算株式会社 株式会社K  
代表清算人 荻生 明雄  
1 決定年月日 令和8年1月8日  
2 主文 本件特別清算手続を終結する。  
さいたま地方裁判所川越支部

**再生手続終結****令和7年(再)第1号**

名古屋市中川区一色新町3丁目1532番地  
再生債務者 西川立実康  
1 主文 本件再生手続を終結する。  
2 理由の要旨 再生計画認可の決定の確定  
令和8年1月8日

名古屋地方裁判所民事第2部

**令和5年(再)第4号**

大阪市中央区森ノ宮中央1丁目19番16号  
再生債務者 白井松器械株式会社  
1 主文 本件再生手続を終結する。  
2 理由の要旨 再生計画の遂行  
令和8年1月9日

大阪地方裁判所第6民事部

**小規模個人再生による再生手続開始****令和7年(再イ)第38号**

茨城県取手市本郷4丁目23番3号  
再生債務者 岩根 勝  
1 決定年月日時 令和8年1月13日午後2時  
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。  
3 再生債権の届出期間 令和8年2月10日まで  
4 一般異議申述期間 令和8年2月24日から令和8年3月17日まで

水戸地方裁判所龍ヶ崎支部

**令和7年(再イ)第39号**

茨城県取手市本郷4丁目23番3号  
再生債務者 岩根 麗子  
1 決定年月日時 令和8年1月13日午後2時  
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。  
3 再生債権の届出期間 令和8年2月10日まで  
4 一般異議申述期間 令和8年2月24日から令和8年3月17日まで

水戸地方裁判所龍ヶ崎支部

**令和7年(再イ)第22号**

新潟県阿賀野市外城町25番32-8号  
再生債務者 渡邊 崇将  
1 決定年月日時 令和8年1月13日午前11時  
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。  
3 再生債権の届出期間 令和8年2月10日まで  
4 一般異議申述期間 令和8年2月24日から令和8年3月17日まで

新潟地方裁判所新発田支部

**令和7年(再イ)第38号**

金沢市横山町16番1号 グリーンシャトル  
105号(従前の住所)福井市東郷二ヶ町第12号20番地1  
再生債務者 助田 歩夢  
1 決定年月日時 令和8年1月13日午後3時  
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。  
3 再生債権の届出期間 令和8年2月10日まで  
4 一般異議申述期間 令和8年2月17日から令和8年3月3日まで

金沢地方裁判所民事部

**令和7年(再イ)第18号**

福井県三方上中郡若狭町天徳寺第17号12番地  
再生債務者 三木まゆみ  
1 決定年月日時 令和8年1月13日午前10時  
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。  
3 再生債権の届出期間 令和8年2月10日まで  
4 一般異議申述期間 令和8年2月17日から令和8年3月3日まで

福井地方裁判所敦賀支部再生係

**令和7年(再イ)第59号**

静岡県浜松市浜名区西美薙241番地 サンア  
ベニューA 102号室  
再生債務者 藤井 未来  
1 決定年月日時 令和8年1月13日午前10時  
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。  
3 再生債権の届出期間 令和8年2月10日まで  
4 一般異議申述期間 令和8年2月20日から令和8年2月27日まで

静岡地方裁判所浜松支部再生係

**令和7年(再イ)第23号**

福岡県嘉穂郡桂川町大字土師2402番地8  
再生債務者 上野 悠輔  
1 決定年月日時 令和8年1月13日午前10時  
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。  
3 再生債権の届出期間 令和8年2月10日まで  
4 一般異議申述期間 令和8年2月17日から令和8年2月24日まで

福岡地方裁判所飯塚支部個人再生係

**令和7年(再イ)第25号**

福岡県飯塚市網分608番地29  
再生債務者 小川 正和  
1 決定年月日時 令和8年1月13日午前10時  
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。  
3 再生債権の届出期間 令和8年2月10日まで  
4 一般異議申述期間 令和8年2月24日から令和8年3月3日まで

熊本地方裁判所飯塚支部個人再生係

**令和7年(再イ)第6号**

熊本県山鹿市鹿本町来民2317番地8  
再生債務者 北川 美加

1 決定年月日時 令和8年1月13日午前10時  
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。  
3 再生債権の届出期間 令和8年2月10日まで  
4 一般異議申述期間 令和8年2月24日から令和8年3月3日まで

熊本地方裁判所山鹿支部個人再生係

**令和7年(再イ)第51号**

宮崎市田野町乙9491番地7  
再生債務者 阿蘇野忠勝

1 決定年月日時 令和8年1月13日午後1時30分  
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。  
3 再生債権の届出期間 令和8年2月10日まで  
4 一般異議申述期間 令和8年2月24日から令和8年3月4日まで

宮崎地方裁判所民事部個人再生係

**令和7年(再イ)第59号**

福井市下荒井町第18号8番地5  
再生債務者 小松原 進

1 決定年月日時 令和8年1月13日午前10時  
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。  
3 再生債権の届出期間 令和8年2月13日まで  
4 一般異議申述期間 令和8年2月24日から令和8年3月4日まで

福井地方裁判所

令和7年（再イ）第108号 愛知県碧南市権現町2丁目259番地 再生債務者 秋山 慎子 1 決定年月日時 令和8年1月9日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和8年1月30日まで 4 一般異議申述期間 令和8年2月6日から令和8年2月13日まで 名古屋地方裁判所岡崎支部	1 決定年月日時 令和8年1月14日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和8年2月4日まで 4 一般異議申述期間 令和8年2月18日から令和8年2月25日まで 札幌地方裁判所民事第4部	令和7年（再イ）第48号 奈良県桜井市大字阿部681番地の43 再生債務者 夕ニオク屋こと 谷奥 健一 1 決定年月日時 令和8年1月9日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和8年2月6日まで 4 一般異議申述期間 令和8年2月16日から令和8年3月2日まで 奈良地方裁判所	1 決定年月日時 令和8年1月13日午後4時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和8年2月10日まで 4 一般異議申述期間 令和8年2月24日から令和8年3月10日まで 横浜地方裁判所川崎支部破産係  令和7年（再イ）第51号 滋賀県草津市矢橋町1926番地2 再生債務者 宇野 幸絵 1 決定年月日時 令和8年1月13日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和8年2月10日まで 4 一般異議申述期間 令和8年2月24日から令和8年3月3日まで 大津地方裁判所民事部再生係
令和7年（再イ）第308号 北海道江別市大麻宮町4番地 大麻宮町団地14号棟103号 再生債務者 高野 祐生 1 決定年月日時 令和8年1月13日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和8年2月3日まで 4 一般異議申述期間 令和8年2月17日から令和8年2月24日まで 札幌地方裁判所民事第4部	令和7年（再イ）第40号 青森市西大野5丁目17番地13 再生債務者 赤石 隆太 1 決定年月日時 令和8年1月14日午後1時30分 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和8年2月4日まで 4 一般異議申述期間 令和8年2月12日から令和8年2月25日まで 青森地方裁判所民事部再生係  令和8年（再イ）第1号 静岡市駿河区青木370番地の11 再生債務者 富田 麻実 1 決定年月日時 令和8年1月14日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和8年2月4日まで 4 一般異議申述期間 令和8年2月13日から令和8年2月25日まで 静岡地方裁判所民事第2部	令和7年（再イ）第94号 横浜市金沢区富岡東3丁目13番53-204号 再生債務者 日野 晃二 1 決定年月日時 令和8年1月13日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和8年2月10日まで 4 一般異議申述期間 令和8年2月24日から令和8年3月3日まで 松山地方裁判所西条支部  令和7年（再イ）第232号 横浜市戸塚区戸塚町4332番地8 再生債務者 吳屋 武夫 1 決定年月日時 令和8年1月13日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和8年2月10日まで 4 一般異議申述期間 令和8年2月24日から令和8年3月3日まで 横浜地方裁判所第3民事部再生係  令和7年（再イ）第168号 神戸市北区ひよどり台2丁目1番地の1 138棟301号 再生債務者 田中 貴子 1 決定年月日時 令和8年1月9日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和8年2月3日まで 4 一般異議申述期間 令和8年2月17日から令和8年3月3日まで 静岡地方裁判所民事第2部	令和7年（再イ）第232号 横浜市戸塚区戸塚町4332番地8 再生債務者 吳屋 武夫 1 決定年月日時 令和8年1月13日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和8年2月10日まで 4 一般異議申述期間 令和8年2月24日から令和8年3月3日まで 横浜地方裁判所第3民事部再生係  令和8年（再イ）第1号 川崎市多摩区西生田5丁目18番28号 ル・ フュチュール 103 神戸地方裁判所第3民事部個人再生係
令和7年（再イ）第53号 長崎県長崎市新戸町2丁目7番3-106号 再生債務者 高比良秀人	令和7年（再イ）第48号 奈良県桜井市大字阿部681番地の43 再生債務者 夕ニオク屋こと 谷奥 健一 1 決定年月日時 令和8年1月9日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和8年2月6日まで 4 一般異議申述期間 令和8年2月13日から令和8年2月27日まで 神戸地方裁判所第3民事部個人再生係	令和7年（再イ）第51号 滋賀県草津市矢橋町1926番地2 再生債務者 宇野 幸絵 1 決定年月日時 令和8年1月13日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和8年2月10日まで 4 一般異議申述期間 令和8年2月24日から令和8年3月17日まで 神戸地方裁判所姫路支部	

令和7年（再イ）第13号 福岡県柳川市三橋町蒲船津15番地8 再生債務者 トータルインテリアアルファ企画 こと 上津原義光 1 決定年月日時 令和8年1月13日午後4時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和8年2月10日まで 4 一般異議申述期間 令和8年2月24日から令和8年3月3日まで 福岡地方裁判所柳川支部個人再生係 令和7年（再イ）第29号 岩手県北上市相去町滝の沢8番地97 再生債務者 鈴木 章浩 1 決定年月日時 令和8年1月14日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和8年2月12日まで 4 一般異議申述期間 令和8年2月25日から令和8年3月11日まで 盛岡地方裁判所花巻支部 令和7年（再イ）第20号 宮城県大崎市鳴子温泉字町14番地3 再生債務者 北浦 稔大 1 決定年月日時 令和8年1月13日午後4時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和8年2月12日まで 4 一般異議申述期間 令和8年2月26日から令和8年3月10日まで 仙台地方裁判所古川支部個人再生係 令和7年（再イ）第11号 福島県白河市表郷番沢字大窪28番地22 再生債務者 深谷 篤志 1 決定年月日時 令和8年1月14日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和8年2月12日まで 4 一般異議申述期間 令和8年2月25日から令和8年3月11日まで 福島地方裁判所白河支部再生係 令和7年（再イ）第52号 茨城県つくばみらい市陽光台3丁目24番地5 ル シエール レッシュウ101 再生債務者 加納 澄	1 決定年月日時 令和8年1月14日午後2時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和8年2月12日まで 4 一般異議申述期間 令和8年2月25日から令和8年3月18日まで 水戸地方裁判所土浦支部破産再生係 令和7年（再イ）第37号 石川県白山市若宮3丁目76番地1 再生債務者 北野 洋平 1 決定年月日時 令和8年1月14日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和8年2月12日まで 4 一般異議申述期間 令和8年2月18日から令和8年3月4日まで 金沢地方裁判所民事部 令和7年（再イ）第41号 金沢市西金沢4丁目640番地 再生債務者 河合 浩二 1 決定年月日時 令和8年1月14日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和8年2月12日まで 4 一般異議申述期間 令和8年2月18日から令和8年3月4日まで 金沢地方裁判所民事部 令和7年（再イ）第42号 金沢市八日市3丁目499番地（従前の住所） 金沢市長土堀3丁目16番39号 ラボール長土堀103号 再生債務者 前田 風斗 1 決定年月日時 令和8年1月14日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和8年2月12日まで 4 一般異議申述期間 令和8年2月19日から令和8年3月5日まで 金沢地方裁判所民事部 令和7年（再イ）第42号 高知市葛島4丁目2-23 ホリックハウス 201、住民票上の住所高知県長岡郡本山町下津野310番地1 再生債務者 谷 賢 1 決定年月日時 令和8年1月14日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。	3 再生債権の届出期間 令和8年2月12日まで 4 一般異議申述期間 令和8年2月18日から令和8年3月4日まで 高知地方裁判所民事部個人再生係 令和7年（再イ）第5号 宮崎県日南市北郷町北河内4227番地 再生債務者 谷口 訓暁 1 決定年月日時 令和8年1月14日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和8年2月12日まで 4 一般異議申述期間 令和8年2月25日から令和8年3月4日まで 宮崎地方裁判所日南支部 <b>小規模個人再生による書面決議に付する決定</b> 令和7年（再イ）第159号 千葉市花見川区千種町189番地6 再生債務者 薄井 常彦 1 決議に付する再生計画案 令和8年1月7日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月26日まで 令和8年1月9日 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係 令和7年（再イ）第374号 東京都板橋区徳丸6-11-10 再生債務者 田村 優果 1 決議に付する再生計画案 令和7年12月16日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月26日まで 令和8年1月9日 千葉地方裁判所民事第4部 令和7年（再イ）第437号 東京都中央区新川2-31-7-504 再生債務者 服部 貴光 1 決議に付する再生計画案 令和8年1月5日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月26日まで 令和8年1月9日 東京地方裁判所民事第20部 令和7年（再イ）第32号 栃木県足利市山下町2529番地5 サンモールD1 再生債務者 寺内 基納 1 決議に付する再生計画案 令和7年12月26日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年2月3日まで 令和8年1月13日 仙台地方裁判所第4民事部
---	---	--

令和7年（再イ）第19号 宮城県遠田郡涌谷町小塚字中野一141番地10 再生債務者 菊地 春夫 1 決議に付する再生計画案 令和7年12月23日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年2月 3日まで 令和8年1月13日 仙台地方裁判所古川支部個人再生係	1 決議に付する再生計画案 令和8年1月8日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年2月 6日まで 令和8年1月9日 大阪地方裁判所第6民事部 <b>令和7年（再イ）第49号</b> 大阪市淀川区三津屋南2丁目8番9号 メゾン宝 201号 再生債務者 越智 祐斗 1 決議に付する再生計画案 令和8年1月7日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年2月 6日まで 令和8年1月9日 大阪地方裁判所第6民事部 <b>令和7年（再イ）第74号</b> 大阪府河内長野市松ヶ丘西町1678番地の6 <3号地> 再生債務者 松田 正三 1 決議に付する再生計画案 令和7年12月15日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年2月 6日まで 令和8年1月9日 大阪地方裁判所堺支部個人再生係 <b>令和7年（再イ）第31号</b> 金沢市寺中町赤27番地5 再生債務者 軽貨物の堀川こと 堀川 祐生 1 決議に付する再生計画案 令和8年1月8日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年2月 9日まで 令和8年1月13日 金沢地方裁判所民事部 <b>令和7年（再イ）第48号</b> 福井市下天下町第4号47番地 再生債務者 横山 尚之 1 決議に付する再生計画案 令和7年12月23日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年2月 10日まで 令和8年1月13日 福井地方裁判所 <b>令和7年（再イ）第35号</b> 静岡県富士宮市宮北町94番地の1 ヒルビ レッジ102 再生債務者 梅谷 彰太	1 決議に付する再生計画案 令和8年1月7日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年2月 10日まで 令和8年1月13日 静岡地方裁判所富士支部破産係 <b>令和7年（再イ）第9号</b> 香川県観音寺市坂本町5丁目21番14—205号 セントラルレジデンスN 再生債務者 林 光雄 1 決議に付する再生計画案 令和7年12月16日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年2月 10日まで 令和8年1月13日 高松地方裁判所観音寺支部 <b>令和7年（再イ）第10号</b> 香川県観音寺市大野原町中姫189番地 再生債務者 高橋 直樹 1 決議に付する再生計画案 令和7年12月17日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年2月 10日まで 令和8年1月13日 高松地方裁判所観音寺支部 <b>令和7年（再イ）第26号</b> 佐賀県伊万里市二里町大里甲2828番地7 再生債務者 海江田知之 1 決議に付する再生計画案 令和8年1月8日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年2月 10日まで 令和8年1月13日 佐賀地方裁判所武雄支部破産再生係 <b>令和7年（再イ）第94号</b> 京都市伏見区横大路松林33番地9 再生債務者 佐々木由枝 1 決議に付する再生計画案 令和8年1月6日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年2月 13日まで 令和8年1月13日 京都地方裁判所第5民事部再生係 <b>令和7年（再イ）第16号</b> 茨城県高萩市高浜町3丁目104番地 高浜住 宅 1—102号 再生債務者 佐瀬 修平	1 決議に付する再生計画案 令和7年12月12日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年2 月3日 3 再生計画案に対する回答期間 令和8年2月 3日まで 令和8年1月13日 水戸地方裁判所日立支部 <b>令和7年（再イ）第31号</b> 新潟県長岡市上前島2丁目195番地1 再生債務者 佐藤 哲夫 1 決議に付する再生計画案 令和7年12月19日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年2 月3日 3 再生計画案に対する回答期間 令和8年2月 3日まで 令和8年1月13日 新潟地方裁判所長岡支部再生係 <b>令和7年（再イ）第80号</b> 新潟市西区五十嵐3の町西6番43号 再生債務者 吉田 純子 1 決議に付する再生計画案 令和8年1月5日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年2 月4日 3 再生計画案に対する回答期間 令和8年2月 4日まで 令和8年1月14日 新潟地方裁判所民事部 <b>令和7年（再イ）第7号</b> 兵庫県洲本市中川原町厚浜709番地6 再生債務者 富永 珠美 1 決議に付する再生計画案 令和8年1月6日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年2 月4日 3 再生計画案に対する回答期間 令和8年2月 12日まで 令和8年1月14日 神戸地方裁判所洲本支部破産再生係 <b>令和7年（再イ）第30号</b> 徳島県板野郡藍住町住吉字神蔵103番地8 再生債務者 大平 浩二 1 決議に付する再生計画案 令和7年12月10日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年2 月4日 3 再生計画案に対する回答期間 令和8年2月 12日まで 令和8年1月14日 徳島地方裁判所民事部
---	--	---	---

令和7年（再イ）第31号 徳島県徳島市八万町橋本319番地の32 再生債務者 高田 裕司 1 決議に付する再生計画案 令和7年12月25日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年2月4日 3 再生計画案に対する回答期間 令和8年2月12日まで 令和8年1月14日 徳島地方裁判所民事部	令和7年（再イ）第108号 広島市安佐南区伴東2丁目13番13—104号 A 再生債務者 菊本 雅大 1 決議に付する再生計画案 令和7年12月19日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年2月12日 3 再生計画案に対する回答期間 令和8年2月12日まで 令和8年1月14日 広島地方裁判所民事第4部	小規模個人再生による再生手続廃止 令和7年（再イ）第85号 静岡県藤枝市本町4丁目7番50号 再生債務者 谷下 雄二 1 主文 本件再生手続を廃止する。 2 理由の要旨 本件再生手続には、民事再生法237条1項に定める事由がある。 令和8年1月14日 静岡地方裁判所民事第2部 給与所得者等再生による再生手続開始 令和7年（再口）第3号 福島県須賀川市宮の杜44番地4 再生債務者 渡辺 陽介 1 決定年月日時 令和8年1月14日午後1時 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和8年2月4日まで 4 一般異議申述期間 令和8年2月17日から令和8年2月24日まで 福島地方裁判所郡山支部再生係 給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取 令和7年（再口）第4号 青森県弘前市大字城東5丁目21番地5 再生債務者 松岡恵久子 1 意見聴取に付する再生計画案 令和7年12月29日付け再生計画案 2 書面で意見を述べることができる事項 民事再生法241条2項各号に定める事由 3 2の書面の提出期間 令和8年2月12日まで 令和8年1月14日 青森地方裁判所弘前支部 給与所得者等再生による再生計画認可 令和7年（再口）第1号 青森県弘前市大字富田町76番地 エトワール 弘前第5—301号 再生債務者 鈴木 久雄 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和8年1月6日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法243条2号に定める事由がある。 令和8年1月14日 青森地方裁判所弘前支部	令和7年（再口）第6号 愛知県春日井市中央台8丁目2番地1 リバ ピア中央台2号棟503号室 再生債務者 伊藤 友一 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和8年1月7日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和8年1月13日 名古屋地方裁判所民事第2部 令和6年（再口）第4号 沖縄県那覇市泉崎2丁目9番地2 ともよせ ビル201 再生債務者 宮里 英明 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和8年1月7日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和8年1月14日 那覇地方裁判所民事第3部 令和7年（再口）第3号 富山市西長江1丁目6番30号 再生債務者 酒井 直代 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和8年1月9日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和8年1月14日 富山地方裁判所民事部 令和7年（再口）第2号 福島市笛木野字西萱場9番地の1 再生債務者 藤田 元昭 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和8年1月13日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和8年1月14日 福島地方裁判所 給与所得者等再生による再生手続廃止 令和7年（再口）第4号 高知県香南市香我美町下分552番地2 再生債務者 岡村 健司 1 主文 本件再生手続を廃止する。 2 理由の要旨 本件再生手続には、民事再生法243条2号に定める事由がある。 令和8年1月14日 高知地方裁判所民事部個人再生係
---	--	---	---

### 共有物の変更に係る裁判に関する異議の催告

次の申立人から別紙共有物目録表示の共有物について共有物の変更に係る裁判の申立てがあったので、次の共有者は、同裁判をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、共有物の変更に係る裁判がされることになります。

### 令和7年(チ)第6号

山口市大内矢田北2丁目14番6号  
申立人 中村 瑛子  
亡藤井健一の最後の住所 山口市大字大内矢田688番地の3  
共有者 亡藤井健一相続財産(不動産登記記録上の被相続人の氏名 藤井 健一)

届出期間満了日 令和8年3月9日

令和8年1月9日 山口地方裁判所民事部  
(別紙) 共有物目録

1 所在 山口市大内矢田北二丁目  
地番 687番7  
地目 公衆用道路  
地積 147平方メートル  
(共有者の持分 64分の1)

### 令和7年(チ)第8号

山口市大内矢田北2丁目14番7号  
申立人 青谷 将寛  
亡藤井健一の最後の住所 山口市大字大内矢田688番地の3  
共有者 亡藤井健一相続財産(不動産登記記録上の被相続人の氏名 藤井 健一)

届出期間満了日 令和8年3月8日

令和8年1月9日 山口地方裁判所民事部  
(別紙) 共有物目録

所在 山口市大内矢田北二丁目  
地番 688番12  
地目 公衆用道路  
地積 11.00平方メートル  
(共有者の持分 9分の1)

### 所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の土地について所有者不明土地管理命令の申立てがあったので、上記の土地の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることになります。

### 令和8年(チ)第1号

東京都港区高輪4丁目8番29-302号  
申立人 ピークバリュー株式会社  
住所・居所 不明  
(不動産登記記録上の住所) 東京都板橋区東新町一丁目37番1号  
所有者 熊谷 正洋

届出期間満了日 令和8年3月9日

令和8年1月9日 札幌地方裁判所岩内支部  
(別紙) 物件目録

1 所在 虹田郡俱知安町字山田  
地番 38番135  
地目 山林  
地積 60平方メートル  
2 所在 虹田郡俱知安町字山田  
地番 38番136  
地目 山林  
地積 124平方メートル  
3 所在 虹田郡俱知安町字山田  
地番 38番137  
地目 山林  
地積 189平方メートル

### 令和7年(チ)第17号

東京都中央区銀座4丁目12番15号歌舞伎座タワー  
申立人 株式会社アーキテクト・ディベロッパー  
住所・居所 不明  
(不動産登記記録上の住所) 所沢市大字三ヶ島2921番地

届出期間満了日 令和8年3月9日

令和8年1月9日 東京地方裁判所立川支部  
(別紙) 物件目録

所在 小平市喜平町一丁目  
地番 1061番6  
地目 宅地  
地積 26.72平方メートル

### 令和6年(チ)第2号

山口県下関市南部町1番1号  
申立人 下関市長 前田晋太郎

住所・居所 不明

(不動産登記記録上の住所) 下関市丸山町1丁目13番8号

所有者 戸嶋小太郎

届出期間満了日 令和8年3月9日

令和8年1月9日 山口地方裁判所下関支部

### (別紙) 物件目録

所在 下関市丸山町1丁目  
地番 1739番15  
地目 宅地  
地積 54.76平方メートル

### 会社その他の公告

#### 合併公告

左記法人は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。  
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和8年1月12日

札幌市東区東苗穂四条二丁目一番五八号

(甲) エヌ・ピー・シー税理士法人

代表社員 野呂 泰史

東京都文京区音羽一丁目一七番一八号護国寺S1Aビル八階

(乙) 税理士法人M総合会計事務所

代表社員 豊島 紘絵

#### 合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。  
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和8年1月12日

東京都千代田区丸の内二丁目七番二号

(甲) エムキャップ二十一号株式会社

代表取締役 市原 康隆

(乙) スマートキャップ株式会社

代表取締役 林 詩音

#### 合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。  
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和8年1月12日

札幌市白石区東札幌五条二丁目四番三〇号

(甲) 株式会社アイソフアーマシズ

代表取締役 首藤 正一

(乙) 有限会社明野調剤薬局

取締役 渡邊總一郎

#### 合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。  
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和8年1月12日

東京都港区虎ノ門二丁目一八番一九号

(甲) エア・ウォーター東日本株式会社

代表取締役 上村 浩

(乙) エア・ウォーター東日本マネジメント株式会社

代表取締役 普 昌志

### (乙) 掲載 官報及び日刊工業新聞

掲載日の日付 令和七年六月三十日  
掲載頁 官報 一一一頁(号外第一四八号)  
日刊工業新聞 一二三頁

令和八年一月二十二日  
茨城県つくば市東新井二二番地二

(甲) 球磨信用保証株式会社  
代表取締役 武藤 智弘  
岩手県盛岡市茶畠二丁目二五番四六号  
(乙) 東北保証サービス株式会社  
代表取締役 武藤 智弘

令和八年一月二十二日  
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。  
(甲) 確定した最終事業年度はありません。  
(乙) 掲載官報

掲載日の日付 令和七年五月九日  
掲載頁 六十一頁(号外第一〇一號)

令和八年一月二十二日  
東京都千代田区丸の内二丁目七番二号  
(甲) エムキャップ二十一号株式会社  
代表取締役 市原 康隆  
東京都港区芝五丁目二九番一一号  
(乙) スマートキャップ株式会社  
代表取締役 林 詩音

#### 合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。  
効力発生日は令和八年三月一日です。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。  
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。  
(甲) https://www.awi.co.jp/public\_notice/044.html  
(乙) https://www.awi.co.jp/public\_notice/440.html

令和八年一月二十二日  
東京都港区虎ノ門二丁目一八番一九号  
(甲) エア・ウォーター東日本株式会社  
代表取締役 上村 浩  
東京都港区虎ノ門二丁目一八番一九号  
(乙) エア・ウォーター東日本マネジメント株式会社  
代表取締役 普 昌志

## 合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

効力発生日は令和八年三月一日です。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

## (甲)掲載 電子公告

<https://www.xchange.jp/>

## (乙)掲載 電子公告

<https://c.xchange.jp/>

## (乙)掲載 電子公告

<https://s.xchange.jp/>

## 令和八年一月二十一日 東京都港区三田三丁目九番七号

(甲) 株式会社エクスチエンジニアリング  
代表取締役 下山 聰

(乙) 株式会社エクスチエンジニアリング  
代表取締役 下山 聰

(甲) 株式会社エクスチエンジニアリング  
代表取締役 下山 聰

(乙) 株式会社エクスチエンジニアリング  
代表取締役 下山 聰

(甲) 株式会社エクスチエンジニアリング  
代表取締役 下山 聰

(乙) 株式会社エクスチエンジニアリング  
代表取締役 下山 聰

(甲) 株式会社エクスチエンジニアリング  
代表取締役 下山 聰

(乙) 株式会社エクスチエンジニアリング  
代表取締役 下山 聰

(甲) 株式会社エクスチエンジニアリング  
代表取締役 下山 聰

(乙) 株式会社エクスチエンジニアリング  
代表取締役 下山 聰

(甲) 株式会社エクスチエンジニアリング  
代表取締役 下山 聰

(乙) 株式会社エクスチエンジニアリング  
代表取締役 下山 聰

(甲) 株式会社エクスチエンジニアリング  
代表取締役 下山 聰

(乙) 株式会社エクスチエンジニアリング  
代表取締役 下山 聰

(甲) 株式会社エクスチエンジニアリング  
代表取締役 下山 聰

(乙) 株式会社エクスチエンジニアリング  
代表取締役 下山 聰

代表取締役 長尾 拓真

## 合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

社法第七九六条第二項に基づき株主総会の承認決議を経ずに、吸収合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を保有していますので、この合併による甲の新株式の発行および資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

## (甲・乙)掲載 官報

掲載の日付 令和八年一月十九日  
掲載頁 二十五頁(号外第十一号)

## 令和八年一月二十二日 東京都墨田区下日黒一丁目一番一四号コノトラビル七階

(甲) 株式会社Sustainable Energy Infrastructure Investments  
代表取締役 埼玉 康子

(乙) 株式会社CleanPower Associates  
代表取締役 後藤 哲雄

(甲) 株式会社ナックイスマート  
代表取締役 小沼 孝光

(乙) 株式会社北国産業  
代表取締役 西野 稔彦

(甲) 株式会社北國産業  
代表取締役 西野 稔彦(乙) 有限会社北国住設  
代表取締役 後藤 哲雄

(甲) 株式会社ナックイスマート  
代表取締役 小沼 孝光

(乙) 株式会社北國産業  
代表取締役 西野 稔彦

(甲) 株式会社ナックイスマート  
代表取締役 小沼 孝光

(乙) 株式会社北國産業  
代表取締役 西野 稔彦

(甲) 株式会社ナックイスマート  
代表取締役 小沼 孝光

(乙) 株式会社北國産業  
代表取締役 西野 稔彦

(甲) 株式会社ナックイスマート  
代表取締役 小沼 孝光

(乙) 株式会社北國産業  
代表取締役 西野 稔彦

(甲) 株式会社ナックイスマート  
代表取締役 小沼 孝光

(乙) 株式会社北國産業  
代表取締役 西野 稔彦

(甲) 株式会社ナックイスマート  
代表取締役 小沼 孝光

(乙) 株式会社北國産業  
代表取締役 西野 稔彦

代表取締役 鶴谷 武親

## 合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

## (甲)掲載 官報

掲載の日付 令和八年一月十六日  
掲載頁 八十七頁(号外第九号)

## 令和八年一月二十二日 石川県小松市御館町甲一番地四

(甲) 株式会社北國産業  
代表取締役 西野 稔彦

(乙) 有限会社北国住設  
代表取締役 後藤 哲雄

(甲) 有限会社北国住設  
代表取締役 後藤 哲雄(乙) 有限会社北国住設  
代表取締役 後藤 哲雄(甲) 有限会社北国住設  
代表取締役 後藤 哲雄(乙) 有限会社北国住設  
代表取締役 後藤 哲雄

代表取締役 鶴谷 武親

## 合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

## (甲)掲載 官報

掲載の日付 令和八年一月十六日  
掲載頁 八十七頁(号外第九号)

## 令和八年一月二十二日 岐阜市細畑一丁目七番二五号

(甲) 岐阜スバル自動車株式会社  
代表取締役 太田 士郎

(乙) 岐阜スバル自動車株式会社  
代表取締役 森島 広良

(甲) 岐阜スバル自動車株式会社  
代表取締役 森島 広良(乙) 岐阜スバル自動車株式会社  
代表取締役 森島 広良(甲) 岐阜スバル自動車株式会社  
代表取締役 森島 広良(乙) 岐阜スバル自動車株式会社  
代表取締役 森島 広良

代表取締役 日比 浩一

## 合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年四月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議は経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 金融商品取引法による有価証券報告書提出 済

(乙) 掲載 官報  
掲載の日付 令和七年十二月十五日  
掲載頁 一二三頁 (号外第三七三号)

令和八年一月二十二日  
名古屋市中村区野田町字中深三〇番地

(甲) ポバール興業株式会社  
代表取締役 松井 孝敏

(乙) 株式会社日新製作所  
代表取締役 小木曾良充

## 合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年二月二十七日であり、甲は会社法第七九六条第二項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議は経ずに合併を決定しております。また、効力発生日において、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

(甲) 金融商品取引法による有価証券報告書提出 です。  
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

令和八年一月二十二日 東京都港区北青山三丁目五番一〇号  
(乙) 株式会社W&Dインベストメント  
デザイン 代表取締役 廣橋 清司  
吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の糖尿病治療医療機器に関する事業に関連する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(乙) 掲載 官報  
掲載の日付 令和七年九月二十五日  
掲載頁 一二五頁 (号外第二二十四号)

令和八年一月二十二日  
東京都港区港南二丁目二番七〇号品川シーグランテラス二二階

(甲) ミニメドジャパン合同会社  
代表社員 ミニメド・ホールディングス・ス・スイツツアーランド・サール

職務執行者 岡 光代  
代表取締役 宇佐美英司

## 組織変更公告

当組合は、令和七年十二月七日開催の総会の決議により、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終事業年度に係る貸借対照表は主たる事務所に備え置いております。

令和八年一月二十二日 東京都港区港南二丁目二番七〇号  
(乙) 日本メドトロニック株式会社  
代表取締役 宇佐美英司

組織変更公告

令和八年一月二十二日 大阪市港区波除二丁目九番一一号

大阪市港区波除二丁目九番一一号  
名古屋市中村区野田町字中深三〇番地

## 合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年二月二十七日であり、甲は会社法第七九六条第二項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議は経ずに合併を決定しております。また、効力発生日において、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(乙) 掲載 官報  
掲載の日付 令和七年九月二十五日  
掲載頁 一二五頁 (号外第二二十四号)

令和八年一月二十二日  
東京都港区港南二丁目二番七〇号品川シーグランテラス二二階

(甲) ミニメドジャパン合同会社  
代表社員 張 倍青

職務執行者 岡 光代  
代表取締役 宇佐美英司

組織変更公告

令和八年一月二十二日 東京都港区港南二丁目二番七〇号  
(乙) 日本メドトロニック株式会社  
代表取締役 宇佐美英司

組織変更公告

令和八年一月二十二日 大阪府吹田市岸部中五丁目一九番一〇号  
吹田市岸部東農業協同組合

組織変更公告

令和八年一月二十二日 福岡市東区和白東一丁目一九番一號  
合同会社R I S E C R E A T E

組織変更公告

令和八年一月二十二日 東京都渋谷区渋谷一丁目一二一ニクロスマックス渋谷五〇二  
代表取締役 豊島 陸

組織変更公告

当社は、資本金の額を二億二千四百九十九万八千六百三十七円減少し、減少額全額を資本準備金とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(乙) 掲載 官報  
掲載の日付 令和八年一月二十二日  
掲載頁 73103/announces

令和八年一月二十二日 東京都渋谷区道玄坂一丁目一〇番八号渋谷道玄坂東急ビル二F一C  
代表取締役 棚瀬 将康

令和八年一月二十二日 沖縄県中頭郡西原町小那覇五〇六番地一

合同会社三和石油商会 代表社員 渡慶次雅人

資本金の額の減少公告 当社は、資本金の額を八八三万二千円減少して金一億円とし、減少する資本金の額の全額を資本準備金とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(乙) 掲載 官報  
掲載の日付 令和八年一月二十二日  
掲載頁 一〇八頁 (号外第一四三号)

令和八年一月二十二日 東京都港区港南二丁目一六番五号  
BIRD INITIATIVE株式会社 代表取締役 金野 諭

組織変更公告 当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(乙) 掲載 官報  
掲載の日付 令和八年六月二十五日  
掲載頁 一〇八頁 (号外第一四三号)

令和八年一月二十二日 東京都港区港南二丁目一六番五号  
BIRD INITIATIVE株式会社 代表取締役 金野 諭

組織変更公告 当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(乙) 掲載 官報  
掲載の日付 令和八年一月二十二日  
掲載頁 73103/announces

令和八年一月二十二日 東京都渋谷区道玄坂一丁目一〇番八号渋谷道玄坂東急ビル二F一C  
代表取締役 棚瀬 将康

組織変更公告 当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(乙) https://sunm.jp/koukoku/wdidsign/

**資本金の額の減少公告**

当社は、資本金の額を一三〇〇〇万円減少し一〇〇〇万円とすることにいたしました。なお、計算書類の公告義務はありません。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月二十二日

川崎市中原区井田中ノ町一八番一号

有限会社長瀬エステート

代表取締役 長瀬 健

**資本金の額の減少公告**

当社は、資本金の額を四千五百万円減少し九百五十万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年三月二十日であり、株主総会の決議は令和八年一月十五日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

計算書類の公告義務はありません。

令和八年一月二十二日

徳島県阿南市学原町中西三五番地一二・三五番地(一三)

取締役 西岡恵美子

**準備金の額の減少公告**

当社は、資本準備金の額を五億円減少することにいたしました。

株主総会の決議は、令和八年二月二十六日を予定しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.tiemco.co.jp/company

令和八年一月二十二日

代表取締役社長 酒井 誠一

**準備金の額の減少公告**

当社は、資本準備金の額を五千五百六十円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

株式会社ティームコ

令和八年一月二十二日

代表取締役社長 酒井 誠一

**準備金の額の減少公告**

当社は、資本準備金の額を五十五億七百四十七万四千五百十六円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.tier4.jp/

令和八年一月二十二日 東京都品川区北品川一丁目一二番一〇号

ジャコムビル 株式会社ティアフォー

代表取締役 加藤 真平

**資本金及び準備金の額の減少公告**

当社は、資本金の額を十一億九千七百五十万二千五百円、資本準備金の額を十八億六千五百五十七万二千五百円減少し、それぞれ一億円、〇円とすることにいたしました。

株主総会の決議は、令和八年一月二十一日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

令和八年一月二十二日 東京都八王子市鎌水二丁目一五番地二

株式会社小椋組

代表取締役 岡野 和雄

**定款変更につき通知公告**

当社は、令和八年二月二十八日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので、公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年一月二十二日

三浦電子株式会社

代表取締役 三浦 俊之

**定款変更につき通知公告**

当社は、令和八年二月六日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので、公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年一月二十二日

令和八年一月二十二日 東京都千代田区外神田三丁目九番二号未広ビル三F

株式会社アールティ

代表取締役 中川友紀子

**定款変更につき通知公告**

当社は、令和八年二月二十八日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので、公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年一月二十二日

秋田県にかほ市平沢字堺田一六番地の四

三浦電子株式会社

代表取締役 三浦 俊之

**定款変更につき通知公告**

当社は、令和八年二月六日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので、公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年一月二十二日

千葉県成田市古込一四一番地

株式会社テイエフケー

代表取締役 佐藤 弘史

**定款変更につき通知公告**

当社は、令和八年二月六日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので、公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年一月二十二日

株式会社ティエフケー

代表取締役 唐澤 将

**定款変更につき通知公告**

当社は、令和八年二月六日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので、公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年一月二十二日

株式会社テイエフケー

代表取締役 佐藤 弘史

**定款変更につき通知公告**

当社は、令和八年二月六日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので、公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年一月二十二日

令和八年一月二十二日 長崎県諫早市若葉町三五〇番地一

株式会社西南レンタル

代表取締役 榎田東洋國

**合併につき株券等提出公告**

当社は、株式会社西部川崎と合併して解散することにいたしましたので、当社の株券（新株予約権証券、新株予約権付社債券を含む）を所有する方は、株券提出日（新株予約権証券提出日）である令和八年四月一日までに当社にご提出下さい。

令和八年四月一日までに当社にご提出下さい。

令和八年一月二十二日

宮崎県小林市細野二八八番地一

ひいらぎホールディングス株式会社

代表取締役 横崎 庄二

**限定期承認公告**

当社は、株式会社中野区新井一丁目二三番地、最後の住所東京都中野区新井一丁目一六番七号

被相続人 死亡 本郷 麗子

右被相続人は令和七年十月四日死亡し、その相続人は令和八年一月十三日東京家庭裁判所にて限定期承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年一月二十二日

株式会社奈良製作所

代表取締役 奈良 敏夫

**定款変更につき通知公告**

当社は、令和八年二月二十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしました。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年一月二十二日

田町グラスゲート三階永田町総合法律事務所

代理人 弁護士 西中 克己

令和八年一月二十二日 名古屋市中区栄一丁目九番一六号

株式会社福谷

代表取締役 福谷勝七郎

**合併につき株券等提出公告**

当社は、株式会社三幸製作所と合併して解散することにいたしましたので、当社の株券（新株予約権証券、新株予約権付社債券を含む）を所有する方は、株券提出日である令和八年二月二十八日までに当社にご提出下さい。

令和八年一月二十二日

埼玉県上尾市大字平方一〇〇番地一

株式会社興伸工業

代表取締役 金坂 良一

**合併につき株券等提出公告**

## 限定承認公告

右被相続人は令和七年十月十七日死亡し、その相続人は令和八年一月十五日東京家庭裁判所にて申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年一月二十二日

東京都文京区大塚三丁目三番一四一～五〇  
相続財産清算人 鈴木 淳史

三号

限定承認公告

本籍兵庫県多可郡多可町加美区三谷三四五番地、最後の住所和歌山県紀の川市桃山町最上八四三番地 グループホーム桃の庵

被相続人 亡 宮高 明美

右被相続人は令和七年十一月二十八日死亡し、その相続人は令和八年一月七日和歌山家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年一月二十二日

東京都文京区大塚三丁目三番一四一～五〇  
相続財産清算人 山口 徹二

三号

限定承認公告

本籍岡山県高梁市成羽町中野二五五二番地、最後の住所大阪府松原市天美北三丁目一七番五十三一五号

被相続人 亡 水野 伸介

右被相続人は令和七年九月八日死亡し、その相続人は令和八年一月十三日大阪家庭裁判所堺支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年一月二十二日

大阪府松原市天美北三丁目一六一～九  
限定承認者 清田 敏雄

二号

限定承認公告

本籍岡山県高梁市成羽町中野二五五二番地、最後の住所大阪府松原市天美北三丁目一七番五十三一五号

被相続人 亡 水野 伸介

右被相続人は令和七年九月八日死亡し、その相続人は令和八年一月十三日大阪家庭裁判所堺支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年一月二十二日

東京都千代田区丸の内一丁目一一番一号  
限定承認者 水野 江平

二号

限定承認公告

国籍韓国、最後の住所岡山県倉敷市連島町鶴新田五六九番地一五

被相続人 亡 山口貞恵こと 金 貞恵

(K I M J E O N G H Y E )

右被相続人は令和七年一月七日死亡し、その相続人は令和八年一月十三日岡山家庭裁判所倉敷支

東京都千代田区丸の内一丁目一一番一号  
限定承認者 水野 江平

二号

限定承認公告

国籍韓国、最後の住所岡山県倉敷市連島町鶴新田五六九番地一五

被相続人 亡 山口貞恵こと 金 貞恵

(K I M J E O N G H Y E )

右被相続人は令和七年一月七日死亡し、その相続人は令和八年一月十三日岡山家庭裁判所倉敷支

東京都千代田区丸の内一丁目一一番一号  
限定承認者 水野 江平

二号

限定承認公告

国籍韓国、最後の住所岡山県倉敷市連島町鶴新田五六九番地一五

被相続人 亡 山口貞恵こと 金 貞恵

(K I M J E O N G H Y E )

六下

終りから

朱印束

朱印

</div